

川崎市下水道標準仕様書  
(管路維持管理編)

平成23年 1月

川 崎 市

## 目 次

### 仕様書

第1章	一般事項	1
1	適用範囲	1
2	疑義の解釈	1
3	法令等の遵守	1
4	提出書類	2
5	現場代理人	2
6	下請負人の届出	2
7	地元住民への広報	2
8	住民等の陳情対応	2
9	官公署への手続き	2
10	公衆災害防止	3
11	日報等による報告	3
12	現場の整理整頓	4
13	安全管理	4
14	労働災害防止	4
15	損害賠償及び補償	4
16	公共労務費調査等に対する協力	5
17	その他	5
第2章	工事に関する一般事項	6
1	管路掘削工	6
2	管路土留工	6
3	管路埋戻	6
4	発生土処理	6
5	開削水替工	7
6	舗装復旧工	7
7	工事記録写真	8
8	安全教育	8
9	かし担保期間	8

第3章	管きよ緊急補修工事	9
1	緊急補修工事の準備体制	9
2	本管補修工	9
3	取付管補修工	9
4	マンホール補修工	9
5	マンホール高さ調整工	10
6	下水道用鑄鉄製マンホールふたの使用区分	10
7	提出図書	10
第4章	取付管布設工事	13
1	取付管布設工事の準備体制	13
2	取付管布設工	13
3	提出図書	14
第5章	下水管きよ清掃委託	16
1	主任技術者の資格等	16
2	作業に従事する者への安全教育	16
3	管きよ緊急清掃の準備体制	16
4	工程管理	16
5	清掃作業	16
6	光ファイバー布設路線の対応	18
7	作業記録写真	18
8	提出図書	18
9	その他	20
附則ー1	緊急補修工事及び取付管布設工事記録写真撮影要領	21
附則ー2	清掃委託記録写真撮影要領	25
附則ー3	光ファイバーケーブル布設管きよの清掃要領	28
附則ー4	本管施工標準図	30
附則ー5	取付管施工標準図	32
附則ー6	マンホール施工標準図	35

# 第 1 章 一般事項

## 1 適用範囲

本仕様書及び下水道用工事標準仕様書（管路編）は、川崎市上下水道局の施行する管きよ緊急補修工事、取付管布設工事（以下これらを「工事」と言い、これらを請負った者を「請負者」と言う）及び川崎市上下水道局が管理する下水管きよ（取付管及びマンホールを含む）の管きよ清掃委託（以下これを「委託」と言い、これを受託した者を「受託者」と言う。また、「工事（委託）」及び「請負者（受託者）」はそれぞれ「委託」及び「受託者」と読み替える）に適用する。

## 2 疑義の解釈

- (1) 設計図書、本仕様書、下水道工事標準仕様書（管路編）で明らかにされていない事項については、その都度協議するものとし、工事（委託）の施行上、当然必要と思われる事項については、請負者（受託者）の負担で行うものとする。
- (2) 設計書、図面及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- (3) 本仕様書に記載された事項は、下水道工事標準仕様書に優先する。

## 3 法令等の遵守

請負者（受託者）は、工事（委託）の施行に当り、下記に掲げるもののほか、関係法令、条例、規則等並びに道路占用及び工事（委託）の施行に関する協定事項、道路等使用許可条件を遵守すること。

- (1) 川崎市上下水道局『排水設備必携』
- (2) 川崎市道路占用工事施工規則
- (3) 占用工事施行基準
- (4) 労働基準法（昭和22年法律第49号）及び同法関係法規
- (5) 労働者災害補償保険法（" 22 " 50 "） "
- (6) 消 防 法（" 23 " 186 "） "
- (7) 緊急失業対策法（" 24 " 89 "） "
- (8) 建設業法（" 24 " 100 "） "
- (9) 建築基準法（" 25 " 201 "） "
- (10) 文化財保護法（" 25 " 214 "） "
- (11) 港 湾 法（" 25 " 218 "） "
- (12) 毒物及び劇物取締法（" 25 " 303 "） "
- (13) 道 路 法（" 27 " 180 "） "
- (14) 下水道法（" 33 " 79 "） "
- (15) 中小企業退職金共済法（" 34 " 160 "） "
- (16) 道路交通法（" 35 " 105 "） "
- (17) 河 川 法（" 39 " 167 "） "
- (18) 公害対策基本法（" 42 " 132 "） "
- (19) 騒音規制法（" 43 " 98 "） "
- (20) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（" 45 " 137 "） "
- (21) 水質汚濁防止法（" 45 " 138 "） "

- (22) 酸素欠乏症等防止規則（「47年労働省令第42号」）
- (23) 労働安全衛生法（「47年法律第57号」）
- (24) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年条例第50号）
- (25) 振動規制法（昭和51年法律第98号）
- (26) 建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年建設省経建発第1号）
- (27) 建設副産物適正処理推進要綱（平成5年建設省経建第4号）
- (28) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）
- (29) 公共工事の入札及び契約適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）

#### 4 提出書類

- (1) 請負者（受託者）は、各章に定める「提出図書」により、指定した期日までに提出すること。
- (2) 提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更届を提出すること。
- (3) その他、本仕様書に規定する書類のほか、監督員の指示した書類は、その指示する期限までに提出すること。
- (4) 工事（委託）における提出書類の様式は、特記仕様書及び本仕様書に定めのあるものを除き、川崎市上下水道局契約規程に定める様式を準用する。

#### 5 現場代理人

「管きょ緊急補修工事」、「取付管布設工事」及び「下水管きょ清掃委託」の現場代理人は、工事及び委託の特性上、休日・深夜等でも緊急に現場へ到着することができる者であること。

#### 6 下請負人の届出

- (1) 請負者（受託者）は、工事（委託）の一部（主要部分を除く）について下請負をさせる場合は、工事（委託）着手に先立って下請負業者編成表により、下請負人の名称、下請負の範囲、下請負人に対する指導方法等について届けること。また、工事（委託）期間中に下請負人を変更する場合も同様とすること。

なお、請負った工事或いは受託した委託を、いかなる方法を問わず、一括して他人に請負わせてはならない。

- (2) 工事（委託）の施行につき、著しく不相当であると認められる下請負人は、交替を命ずることがある。この場合、請負者（受託者）は直ちに必要な措置を講ずること。

#### 7 地元住民への広報

請負者（受託者）は、工事（委託）箇所付近の住民に対し、工事（委託）の目的、概要、作業期間及び作業時間等を十分説明し、工事（委託）に対して理解してもらうこと。

#### 8 住民等の陳情対応

請負者（受託者）は、工事（委託）において住民等から苦情、陳情等のあったときは、丁寧に対応し、その内容及び処理状況を速やかに監督員に報告すること。

#### 9 官公署への手続き

請負者（受託者）は、契約締結後、速やかに関係官公署等と十分連絡協議をし、届出及び許可申請を行い、その許可を受け、写しを監督員に提出すること。

また、作業途上において、やむを得ず作業順序、工程及び作業時間等の変更が生じたときは、速やかに監督員に申し出て、官公署等の許可を受けること。

## 10 公衆災害防止

- (1) 工事（委託）中は、常時作業現場周辺の居住者及び通行人の安全及び交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講じること。
- (2) 工事（委託）現場には、「下水道工事標準仕様書（管路編） 付則5 工事保安施設設置基準に定める保安施設」及び工事標識或いは清掃作業標識板を設置するとともに、夜間には十分な照明及び保安灯等を設置し、通行人及び車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 工事（委託）に伴う交通処理及び保安対策は、この仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (4) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。
- (5) 工事（委託）区域内には、交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導及び整理を行うこと。交通誘導員については次に示す配置人員を原則とし、道路使用許可申請を行うものとする。但し、警察等第三者との協議の結果、配置人員の変更の指示を受けた場合は書面により指示を受け、それを添付して協議書を監督員へ提出し協議すること。

本管補修工	2. 0人/日
取付管補修工	2. 0人/日
マンホール補修工	2. 0人/日
マンホール高さ調整工	2. 0人/日
取付管布設工	2. 0人/日
取付管撤去工	2. 0人/日
道路復旧工	2. 0人/日
管きよ清掃工	2. 0人/日
サイフォン清掃工	2. 0人/日
緊急清掃工	2. 0人/日
樋管ゲート点検工	1. 0人/日
雨水吐室保守点検工	1. 0人/日

- (6) 作業に当たり仮締切りを必要とする場合は、上流に溢水が起きない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。施工及び作業上不要になった仮締切りは直ちに取払い、原形復旧して監督員の確認を受けること。

また、上流に溢水が生じる恐れがあるときは、直ちにこれを撤去すること。

## 11 日報等による報告

請負者（受託者）は、施工（作業）の際、『週間予定表』及びそれぞれの該当作業箇所の『工事（清

掃) 日報]により、その都度、監督員に作業の状況を報告すること。

## 12 現場の整理整頓

工事(委託)現場の発生材及び使用機器等は、1日の作業完了後、速やかに搬出し、路面清掃を行い、周辺住民に迷惑をかけないようにすること。

## 13 安全管理

- (1) 工事中或いは清掃作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、その他天災に対しては、直ちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (2) 事故防止を図るため、安全管理については、「工事施工計画書」或いは「清掃作業計画書」に明示し、請負者(受託者)の責任において実施すること。
- (3) 工事(委託)がほかの工事等と競合又は隣接する場合は、相互に協調を図り、安全管理に万全を期すこと。
- (4) 火薬類、劇物類、ガソリン及びガスボンベ等の危険物を取扱い、又は保管する場合は、関係法令に定める危険物取扱主任を定め、当該危険物取扱主任の指示に従い適切に行うこと。
- (5) 工事(委託)用資器材、残材及び発生材等は交通及び保安上の障害とならないよう、作業現場を常に整頓しておくこと。
- (6) 工事(委託)に先立ち、所轄労働基準監督署に提出した書類は、その写しを監督員に提出すること。
- (7) 監督員が安全を確保するために行う指示には直ちに従うこと。

## 14 労働災害防止

- (1) マンホール、管きょ等に入入りし、又はこれら内部で作業を行う場合は、厚生労働省令で定める酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガス等の有無を作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに呼吸用保護具等を常備すること。  
また、作業に従事する者に対して厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係わる業務について特別な安全教育等を行うとともに定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業者の安全意識の向上を図ること。  
なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し監督員が提示を求めた場合はその指示に従うこと。
- (2) 工事中或いは清掃作業中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、監督員その他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により適切な措置を講ずること。
- (3) 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、誘導員を配置すること。
- (4) 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具及びその他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。

## 15 損害賠償及び補償

- (1) 請負者(受託者)は、下水道施設等に損傷を与えたときは、直ちに監督員に報告し、監督員の指示に従い、速やかに原形に復旧すること。
- (2) 請負者(受託者)は、工事(委託)に当たり、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負うこと。

## 16 公共事業労務費調査等に対する協力

- (1) 本工事（委託）が川崎市の実施する公共事業労務費調査等の対象工事となった場合は、調査表等に必要事項を正確に記入し、監督員に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事（委託）の工期経過後においても同様とする。
- (2) 調査票等を提出した事業所を市職員等が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事（委託）の工期経過後においても同様とする。
- (3) 公共事業労務費調査等の対象工事（委託）となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等関係法令に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
- (4) 本工事（委託）の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請の受注者(当該下請の一部に係る二次以降の下請人を含む。)が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- (5) なお、協力に要する費用は、現場管理費に含まれている。

## 17 その他

- (1) 請負者（受託者）は、工事（委託）に当たって下水道施設又はガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一事故が発生したときは、緊急連絡体制に従い、直ちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。
- (3) 請負者（受託者）は、既設の下水道管きょ（マンホールも含む）内で工事或いは清掃作業し、その終了後、マンホールふたを閉めた際、路面上に段差が生じていないかを確認するとともに、据わりが悪い場合はその対策を十分講じること。
- (4) 土砂及び工事用並びに作業用の資材等の搬送又は受入れに当たっては、「道路交通法」による積載の制限等を遵守また「ダンプトラック等による過積載の防止について」（昭和53年計建発319号）及び「ダンプカーのさし枠装着車等の一掃に関する対策について」（昭和61年計建発92号）により、積載超過のないよう十分留意すること。



## 第2章 工事に関する一般事項

### 1 管路掘削工

- (1) 管路掘削の着手は、土留、覆工、排水及び保安等に必要な準備をした後に行うこと。
- (2) 床掘り仕上がり面の掘削は、地山を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工すること。
- (3) 床堀箇所湧水及び滞水等は、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除すること。
- (4) 掘削土は、原則として道路上に堆積させないこと。また、良質発生土で埋戻しを行う場合でも、掘削土を道路上に堆積させたままにしないで仮置場まで土砂運搬を行うこと。

### 2 管路土留工

- (1) 土留工は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に基づき、すべて請負者の責任において定めること。
- (2) 前項の土留工は、現場の状況及び構造物の種類に応じて適切なものを選定すること。
- (3) 土留工に使用する材料は、割れ、腐食、断面欠損、曲り等構造耐力上欠陥のないものを使用し、常に十分な機能が発揮できるよう常時点検すること。また、修理、補強等を必要とする場合は、速やかにそれを行うこと。
- (4) 矢板は、余掘をしないように掘削の進行に合わせて垂直に建て込むものとする。また、矢板先端を掘削底面下20cm以上貫入させること。

### 3 管路埋戻

- (1) 埋戻し材料については、監督員から指示を受けること。
- (2) 埋戻し作業は、管が移動したり破損したりするような荷重や衝撃を与えないよう注意すること。
- (3) 埋戻しの施工は、設計図書に基づき、各層所定の厚さごとに両側の埋戻し高さが均等になるように、必ず人力等により十分締固めること。
- (4) 埋戻しの施工は、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕上がり厚は30cm以下を基本として埋戻すこと。
- (5) 埋戻し箇所に湧水及び滞水がある場合には、施工前に排水すること。  
なお、やむを得ない場合は、監督員と協議すること。
- (6) 埋戻し材投入時の落下高は、50cm以下として施工すること。
- (7) 掘削溝内に埋設物がある場合は、埋設物管理者との協議に基づく防護を施し、埋設物付近の埋戻し土が将来沈下しないようにすること。
- (8) 埋戻し路床の仕上げ面は、均一な支持力がえられるよう施工すること。

### 4 発生土処理

- (1) 発生土の運搬は、タイヤの洗浄、運搬車に土砂のこぼれ飛散を防止する装備（シート被覆等）を施すとともに、積載超過が無いよう注意すること。
- (2) 発生土処分において、特に処分場を指定した場合は、その指定した場所の指示に従い運搬、処分すること。  
特に指定がない場合は、捨場所、運搬方法、運搬経路等の計画を作成し監督員の承認を得ること。  
また、この場合でも「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令に基づき環境保全に留意して適正に処分すること。

- (3) 指定処分量の申請・変更等の手続きは速やかに行うこと。また、処分量の管理を、掘削の工程に応じて適正に行うこと。
- (4) 再生資源利用促進法に基づき、コンクリート塊、アスコン塊は分別、収集して中間処分場へ処分すること。  
なお、中間処理業者名（許可番号含む）、処分場所、及び運輸経路を施工計画書に明記し監督員に提出すること。
- (5) 運輸経路の設定に当たっては、事前に経路付近の状況を調査し、必要に応じて関係各機関と打合せを行い、騒音、振動、塵埃等の防止に努めること。
- (6) 運輸経路の交通状況、交通事情及び障害の有無について常に実態を把握し、安全な運転が行われるよう必要な処置を講じること。
- (7) 掘削土砂内にコンクリート塊、建設廃材等を多量に含むもの、含水比が著しく高いものについては、監督員と協議しその指示に従うこと。
- (8) 発生土を車両により運搬する場合は、「さしわく」等による積載超過の無いようにすること。
- (9) 発生土等の一時仮置場は、安全対策のほか、振動、騒音、塵埃等及び近隣の迷惑にならないように十分な対応を行うこと。

## 5 開削水替工

- (1) 工事区域に湧水及び滞水等がある場合は、現場に適した設備並びに方法により排水をすること。
- (2) ポンプ等の能力は、湧水量を十分排水できる能力を有するとともに、不測の出水に対して、予備機の準備等で対処できるようにしておくこと。
- (3) ポンプ排水を行うに当たり、土質の確認によって、クイックサンド及びボイリング等が起きない事を検討するとともに、湧水や雨水の流入水量を十分に排水できるようにすること。
- (4) 前項の現象による法面や掘削地盤面の崩壊を招かないように管理すること。
- (5) 排水は、最寄りの排水施設又は河川等へ当該管理者の許可を得て放流するものとし、常時その清掃に留意すること。
- (6) 前項の排水施設又は河川等へ排水する場合は、必ず沈砂ろ過施設を設けるとともに、常時その清掃に留意すること。
- (7) 河川あるいは下水道等に排水する場合は、工事着手前に、河川法及び下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出あるいは許可を受けること。
- (8) 工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流すること。

## 6 舗装復旧工

舗装復旧工については以下のとおりとする。

- (1) アスファルト舗装（表層、基層及びアスファルト安定処理）及び路盤の復旧幅は、別添設計図書のとおりとする。
- (2) 工事の施工による既設舗装の毀損影響部分は、請負者の負担で復旧する。
- (3) 仮復旧工は、別添設計図書のとおりとする。
- (4) 復旧及び本復旧の完成後、直ちにSマークを路面に表示すること。Sマークの表示については、「占用工事施行基準 別表3 占用工事に係る路面表示要領」による。

## 7 工事記録写真

### (1) 撮影箇所

撮影箇所は、施工する全ての工事箇所とし、工事完了の際に整理及び編集して監督員に提出すること。

### (2) 撮影方法

ア 撮影内容等は、「附則一 1 緊急補修工事及び取付管布設工事記録写真要領」によること。

イ 撮影は、場所及び寸法等を、明示するために黒板を使用すること。

ウ 黒板には撮影内容以外に、(取付申請) 受付番号、住所、氏名等を記入すること。

### (3) その他

道路管理者への提出写真は、監督員の指示に従い作成すること。

## 8 安全教育

(1) 作業に従事する者に対しては、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業者の安全意識の向上を図ること。

(2) 圧気室内作業及び「厚生労働省令」で定める危険作業に係る業務に従事する者に対しては、従事する作業に必要な事項について特別な教育を行うこと。

(3) 作業の安全に関する意識の高揚を図るため、全作業員が参加する安全会議等を積極的に開催し、安全教育に努めること。

(4) 現場に即した安全教育及び訓練等を、以下の項目から実施内容を選択し行うこと。原則として作業員全員が参加し、1月当たり半日以上の時間を割当てること。

ア 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

イ 本工事内容等の周知徹底

ウ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底

エ 災害対策訓練

オ 現場で予想される事故対策

カ その他、安全教育及び訓練等として必要な事項

(5) 施工に先立ち作成する施工計画書に、工事の内容に応じた安全教育及び訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出すること。

(6) 安全教育及び訓練等の実施状況を写真等、又は工事報告(工事月報)に記録し、監督員に報告すること。なお、報告書には実施状況の確認として写真等を添付すること。

## 9 かし担保期間

本工事のかし担保期間は2年とする。但し、舗装工事については、次表のとおりとする。

舗 装 工 事	砂利道 (通常工法)	3月間
	砂利道 (特殊工法)	6月間
	砂利道以外の舗装道 (通常工法)	1年間
	砂利道以外の舗装道 (特殊工法)	2年間

## 第3章 管きよ緊急補修工事

### 1 緊急補修工事の準備体制

- (1) 緊急連絡体制に万全を期すため、工事着手届を提出するときに、平日・休日・昼夜別の緊急連絡先の電話番号、並びに社内及び協力会社の緊急連絡体制系統表を監督員に提出すること。また、変更する場合は、事前に変更届を提出すること。
- (2) 請負者は、平日はもとより土曜日・日曜日・祝日・年末年始等の昼夜を問わず、電話受付ができるよう、社内の連絡体制を整えておくこと。また、監督員が緊急補修を指示したときは、緊急に対応できるよう、作業員、資材、及び機材等について、社内の準備体制を整えておくこと。
- (3) 請負者は、緊急補修の連絡を受けた場合、現場代理人、監理技術者又は主任技術者を直ちに現場へ向かわせ、必要な保安施設等を設置し、二次災害を防止するとともに、緊急に補修工事を行うこと。また、補修工事の終了後、速やかに報告すること。
- (4) 請負者は、陳情等箇所の現場状況調査等を監督員から指示された場合、現場代理人、監理技術者又は主任技術者は直ちに現場状況等調査し、その結果を速やかに監督員へ報告すること。

### 2 本管補修工

- (1) 本管の材質及び形状は、原則として硬質塩化ビニル管とするが、本管の土被りが極端に少ない場合など、材質及び基礎形状等の変更を必要とする場合は、監督員の指示により施工すること。
- (2) 管継手部及び防護コンクリート工の施工を必要とする場合は、監督員の指示を受けること。
- (3) 本管補修については、「附則－4 本管施工標準図」を標準とするが、現場状況等考慮し監督員の指示に従うこと。

### 3 取付管補修工

- (1) 取付管の補修方法及び材質については、監督員の指示を受けること。
- (2) 既設管の撤去に際しては、本管及び他の地下埋設物に損傷を与えないよう十分注意して施工すること。
- (3) 本管内に入っているモルタル塊、土砂等を、完全に除去してから取付管の布設を行うこと。
- (4) 取付管とますとの接続は、取付管の管端をますの内面に一致させ、突き出さないこと。なお、接続部は、モルタル、特殊接合剤等で充填し、丁寧に仕上げること。
- (5) 硬質塩化ビニル管とます及びU形等コンクリート構造物との接合は、砂付け加工、またはしぼ加工した管を使用すること。
- (6) 取付管補修については、「附則－5 取付管施工標準図」を標準とするが、現場状況等考慮し監督員の指示に従うこと。

### 4 マンホール補修工

- (1) 監督員がふた及び縁塊の取替えを指示した場合は、「グラウンドマンホール仕様書」に基づき、ふた及び縁塊は新型に取替えること。
- (2) マンホール調製部の既設レンガ及びモルタル等は撤去し、「グラウンドマンホール調整部用モルタル仕様書」により施工すること。

- (3) マンホールのふた及び縁塊を取替えた場合の撤去したマンホールふたの処理については、「マンホールふた処理に関する仕様書」による。
- (4) マンホールの据付については「グラウンドマンホール仕様書」により調整ボルト等を設置し施工すること。  
 なお、現場状況により施工方法の変更を必要とする場合は、監督員の指示に従うこと。
- (5) マンホール補修に伴う舗装の切断及び復旧範囲については「附則－6 マンホール施工標準図 マンホール補修工」を標準とするが、現場状況等考慮し監督員の指示に従うこと。

## 5 マンホール高さ調整工

- (1) マンホール高さ調整の施工方法及び施工時期等については、道路を管理する各担当者及び道路舗装工事業者と十分打合せを行い、トラブルの無いよう施工すること。
- (2) 路面との摺り付けは、勾配5%以内とし、段差が生じないように施工すること。
- (3) その他の施工方法については、前項「マンホール補修工(1)～(4)」を参照すること。
- (4) マンホール高さ調整については、「附則－6 マンホール施工標準図 マンホール高さ調整工」を標準とするが、現場状況等考慮し監督員の指示に従うこと。

## 6 下水道用鋳鉄製マンホールふたの使用区分

下水道用鋳鉄製マンホールふたの使用区分は次表を基本とするが、現場状況等考慮し、監督員の指示に従うこと。

下水道用鋳鉄製マンホールふたの使用区分

種 別	主 な 使 用 場 所
φ 600mm T-25	道路幅員 5.5m以上の車道、拡幅計画道路
φ 600mm T-14	歩道又は道路幅員 5.5m未満の車道
φ 750mm T-25	道路一般

## 7 提出図書

提出図書については契約約款に定めるもののほか、以下のとおり提出すること。なお、各書類について変更が生じた場合にはその都度変更届を提出すること。

### (1) 工事着手に関するもの

番号	名 称	部数	提 出 期 限	備 考
1	工事着手届	2	契約後7日以内	
2	現場代理人届	2	契約後7日以内	
3	工程表	2	契約後7日以内	
4	緊急連絡体制表	2	契約後直ちに	

## (2) 報告に関するもの

番号	名 称	部数	提 出 期 限	備 考
1	工事实績情報システム工事カルテ受領書 (写) 受注時	1	契約後10日以内	
2	工事实績情報システム工事カルテ受領書 (写) 変更時	1	契約後10日以内	
3	設計細部打合せ議事録	2	打合せ後すみやかに	
4	週間工事予定表	1	毎週金曜日	即日施工指示は除く
5	工事日報	1	その都度	施工日の翌日
6	事故報告書	1	その都度	
7	建退共掛金収納書	1	契約後1ヶ月以内	無い場合は理由書
8	建設発生土受入申込書	1	契約後10日以内	
9	建設発生土処理変更届	1	その都度	
10	建設発生土搬入完了届	1	完成日	
11	道路使用許可証 (写)	1	許可後直ちに	
12	建設発生土処分等運搬簿	1	完成日	
13	土砂仮置き場の契約書 (写)	1	契約後1ヶ月以内	
14	年末・年始・GW・盆休みにおける現場管理体制報告書	2	その都度	

## (3) 施工に関するもの

番号	名 称	部数	提 出 期 限	備 考
1	施工計画書	2	契約後1ヶ月以内	
2	打合せ簿	2	その都度	
3	協議書	2	その都度	
4	材料検査願	1	その都度	
5	各種試験成績表	1	その都度	配合表等、着手前に提出可能なもの(施工後の試験についてはその都度)

## (4) 工事完成に関するもの

番号	名 称	部数	提 出 期 限	備 考
1	工事完成届	2	完成日	
2	工事引渡書	2	完成日	
3	請求金額計算書	1	完成日	
4	請求書	1	完成日	
5	工事記録写真	2	完成日	1部は道路管理者提出用
6	工事施工調書(工事箇所図)	1	完成日	管内図

番号	名 称	部数	提 出 期 限	備 考
7	工事集計表	1	完成日	
8	工事实績情報システム工事カルテ受領書（写）完了時	1	完成後10日以内	
9	再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）システム	1	完成日	入力表に記入
10	土砂検定試験結果（ヒ素）	1	完成日	南部下水のみ

## 第 4 章 取付管布設工事

### 1 取付管布設工事の準備体制

- (1) 請負者は、監督員の指示する施工箇所の下水本管について、流下方向、管種、管径、土被りを調査すること。
- (2) 請負者は施工前に地下埋設物等の事前調査を必ず行うこと。
- (3) 地下埋設物と交差する取付管は、測量器具を使い、逆勾配にならないことを確認し、施工すること。
- (4) 宅地内最終接続ますが、基準の深さを越える場合は監督員と協議すること。
- (5) 宅地内最終接続ますの設置位置は、申請者等に確認すること。また、汚水取付管は、宅地内汚水最終接続ます設置後、施工することを原則とする。
- (6) 取付管布設については、「附則－5 取付管施工標準図」を標準とするが、現場状況等考慮し監督員の指示に従うこと。

### 2 取付管布設工

#### (1) 支管取付

- ア 支管の接合部は、接合前に必ず泥土等を除去し、清掃すること。
- イ 本管に支管を充てがい、穴あけ位置をマークし『コアドリル』等管種に合った方法で穴あけし、管材にクラック等生じさせないようにすること。
- ウ 支管は本管の中心以上の上部位置に取付けること。
- エ 支管取付については、特殊接合剤を使用し硬化時間を厳守し内面まで入念に仕上げること。
- オ 本管内に入っているモルタル塊、土砂等を、完全に除去してから取付管の布設を行うこと。
- カ 支管の使用材料（標準施工）

本 管 種 別	支 管 取 付
鉄筋コンクリート管、陶管	60SHR・30SR
ボックスカルバート または、マンホール等	MRまたはMRK
硬質塩化ビニル管	60SVR・30SR
硬質塩化ビニル卵形管	15SVR-E・90SVR-E
リブ付硬質塩化ビニル管	90SVR-PRP
強化プラスチック複合管	90SKR

#### (2) 支管閉塞

- 支管閉塞の施工方法については「附則－5 取付管施工標準図 支管閉塞詳細図」を標準とし、閉塞するキャップについては、仮止め用や受口タイプは使用しないこと。
- また、現場状況により施工方法の変更を必要とする場合は、監督員の指示に従うこと。



(3) 取付管布設

- ア 取付管の布設方向は、本管に対し直角かつ直線的に配置すること。
- イ 取付管の布設に当たっては、滑剤及び接着剤を適正に使用すること。
- ウ 埋戻しは、接合部の接合剤が十分硬化していることを確認して行うこと。

(4) 接続工

- ア 取付管とますとの接続は、取付管の管端をますの内面に一致させ、突き出さないこと。なお、接続部は、モルタル、特殊接合剤等で充填し、丁寧に仕上げること。
- イ 硬質塩化ビニル管とます及びU形等コンクリート構造物との接合は、砂付け加工、またはしぼ加工した管を使用すること。

### 3 提出図書

提出図書については契約約款に定めるもののほか、以下のとおり提出すること。なお、各書類について変更が生じた場合にはその都度変更届を提出すること。

(1) 工事着手に関するもの

番号	名 称	部数	提 出 期 限	備 考
1	工事着手届	2	契約後7日以内	
2	現場代理人届	2	契約後7日以内	
3	工程表	2	契約後7日以内	
4	緊急連絡体制表	2	契約後直ちに	

(2) 報告に関するもの

番号	名 称	部数	提 出 期 限	備 考
1	工事实績情報システム工事カルテ受領書(写) 受注時	1	契約後10日以内	
2	工事实績情報システム工事カルテ受領書(写) 変更時	1	契約後10日以内	
3	設計細部打合せ議事録	2	打合せ後すみやかに	
4	週間工事予定表	1	毎週金曜日	翌週の工事予定及び予定変更
5	工事日報	1	その都度	施工日の翌日
6	事故報告書	1	その都度	
7	建退共掛金収納書	1	契約後1ヶ月以内	無い場合は理由書
8	建設発生土受入申込書	1	契約後10日以内	
9	建設発生土処理変更届	1	その都度	
10	建設発生土搬入完了届	1	完成日	
11	道路使用許可証(写)	1	許可後直ちに	
12	建設発生土処分等運搬簿	1	完成日	
13	土砂仮置き場の契約書(写)	1	契約後1ヶ月以内	
14	年末・年始・GW・盆休みにおける現場管理体制報告書	2	その都度	

## (3) 施工に関するもの

1	施工計画書	2	契約後1ヶ月以内	
2	打合せ簿	2	その都度	
3	協議書	2	その都度	
4	材料検査願	1	工事着手前	
5	各種試験成績表	1	工事着手前	配合表等、着手前に提出可能なもの（施工後の試験についてはその都度）

## (4) 出来高検査に関するもの

番号	名 称	部数	提 出 期 限	備 考
1	出来高関係図書	2	検査予定7日前	
2	既済部分検査願	2	検査予定7日前	
3	出来高調書	2	検査予定7日前	

## (5) 工事完成に関するもの

番号	名 称	部数	提 出 期 限	備 考
1	工事完成届	2	完成日	
2	工事引渡書	2	完成日	
3	請求金額計算書	1	完成日	
4	請求書	1	完成日	
5	工事記録写真	2	完成日	1部は道路管理者提出用 工事写真撮影内容表による
6	完成図及び工事集計表	2	完成日	監督員の指示による (取付管布設集計表を含む)
7	工事实績情報システム工事カルテ受領書(写)完了時	1	完成後10日以内	
8	再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)システム	1	完成日	入力表に記入
9	土砂検定試験結果(ヒ素)	1	完成日	南部下水のみ

## 第5章 下水管きょ清掃委託

### 1 主任技術者の資格等

(1) 主任技術者は、次の資格者を専任で配置できること。また現場代理人が主任技術者を兼務する場合も同様とする。

なお、ア及びイは兼任できるものとする。

ア 産業洗浄技能士

イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任

### 2 作業に従事する者への安全教育

(1) 受託者は、作業に従事する者に対して定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業者の安全意識の向上を図ること。

(2) 受託者は、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係わる業務について特別な教育を行うこと。

### 3 管きょ緊急清掃の準備体制

(1) 緊急連絡体制に万全を期すため、平日・休日・昼夜別の緊急連絡先の電話番号、並びに社内及び協力会社の緊急清掃体制表を監督員に提出すること。また、変更する場合は、事前に変更届を提出すること。

(2) 受託者は、平日はもとより土曜日・日曜日・祝日・年末年始等の昼夜を問わず、電話連絡等できるよう、社内の連絡体制を整えておくこと。また、監督員が緊急清掃を指示したときは、即時対応することができるよう、作業員、機材等について、社内の準備体制を整えておくこと。

(3) 受託者は、緊急清掃の連絡を受けた場合、現場代理人または責任者を直ちに現場へ向かわせ、必要な措置を施し、二次災害を防止するとともに、緊急に清掃作業を行うこと。また、清掃作業が終了したら、速やかに報告すること。

(4) 受託者は、陳情等箇所の現場状況等を調査するよう指示があった場合、現場代理人または主任技術者を直ちに現場へ向かわせ、状況等調査し、その結果を監督員に速やかに報告すること。

### 4 工程管理

(1) 受託者は、清掃作業の業務工程表を作成し、監督員に提出すること。

(2) 工程管理は、前項の業務工程表に従い、適正に行うこと。

(3) 予定の作業工程と実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、作業の円滑な進行を図ること。

(4) 作業実施の都合上、当初の作業計画を変更して、休日又は夜間の作業を行う必要が生じた場合は、予めその作業内容、作業時間等について監督員の承諾を得ること。

### 5 清掃作業

(1) 受託者は、「清掃作業計画書」を監督員に提出し、監督員の確認を得た後に作業に着手すること。

(2) 作業に当たっては、道路使用許可条件を遵守すること。但し、止むを得ない事情により、作業時間を延長しなければならない場合は、監督員と協議すること。

(3) 清掃作業種別の標準は、次のとおりとし、これにより難しい場合または別の方法にて作業を行う場合は、監督員に協議し、その指示に従うこと。

- ア 高压洗浄車による清掃  
内径700mm以下の管きよ清掃に適用する。
- イ 強力吸引車による清掃  
内径800mm以上の管きよで、作業員が管きよ内に入って作業ができる管きよ清掃に適用する。
- ウ 吸泥車によるサイフォン清掃  
高压洗浄車とのセットを標準とし、作業員が伏越しマンホール内に入り、吸泥車ホースの先端を操作して、堆積している土砂等を直接吸上げる管きよ等の清掃に適用する。
- エ 手引き清掃による管清掃  
道路幅員が狭く高压洗浄車等の清掃機械が使用できない場合、小型高压洗浄機とバケツ等を併用する管きよ等の清掃に適用する。
- オ 固形物撤去による清掃  
取付管の突き出し、モルタル等の除去及び木根の切除等に、モニターテレビで十分な管理をしながら、超高压洗浄車・穿孔機車等特殊機器を用いて行う管きよ等の清掃に適用する。
- (4) 高压洗浄車の使用に当たっては、管きよ等を損傷することのないよう吐出水圧等に注意して清掃すること。特に超高压洗浄車を使用する場合は、モニターテレビで清掃箇所を十分管理をしながら慎重に作業をすること。また、清掃作業においては1スパン単位での清掃を原則とし、各マンホールにて土砂等引上げること。
- (5) 作業に当たっては、管口等を痛めないようガイドローラー等を使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (6) 清掃作業の洗浄水は原則として、加瀬水処理センターの処理水を利用し、運搬は給水車によるものとし、その他消火栓等は使用しないこと。  
なお、加瀬水処理センターの処理水利用に当たっては、『加瀬水処理センターの処理水利用に関する仕様書』によること。  
また、処理水以外の水を使用する場合は、監督員と協議のうえ承諾を得ること。
- (7) 土砂の流下防止に当たり、下流側に土砂等を流出させはならない。万一、下流側に土砂等を流出させた場合は、影響区間の流出土砂等を受託者の責任で取除くこと。
- (8) 土砂の積込、運搬  
ア 積込みに当たっては、土砂等の飛散により通行者及び工作物等を汚染させないように措置を講ずること。  
イ 作業により発生した土砂等は、「清掃土砂運搬仕様書」に基づき、仕様書にて指定した置場に運搬し、適正に処置すること。  
ウ イの置場を利用するに当たり、「産業廃棄物保管施設利用に関する仕様書」を遵守すること。また、本委託により発生した土砂等以外は、絶対に搬入しないこと。  
エ 受託者は、イの置場の整理整頓及び周囲の清掃を責任もって行うこと。また、当該置場を他の業者と同時期に使用する場合は、お互いに責任をもって管理すること。  
オ 運搬車は、土砂等が流出及び飛散する恐れのない構造の車を使用すること。  
カ 土砂等の運搬に当たっては、水切りを十分にいき、途中漏落しないような措置を講ずること。  
キ 土砂等の運搬に当たっては、積載超過のないようにすること。
- (9) 受託者が監督員の指示に反して作業を続行した場合及び監督員が事故防止上危険と判断した場合、作業の一時中止を命ずることがある。

- (10) 作業に当たり、道路その他の工作物を搬出土砂等で汚染させたときは、作業終了の都度洗浄清掃すること。
- (11) 作業終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努めること。
- (12) 異常時の処置
  - ア 清掃作業が困難になったときは、直ちに監督員に報告し、指示を受けること。
  - イ 作業区間の工作物に、破損、たるみ、取付管の突出し、油脂の付着、腐食等の異常を発見したときは、速やかに監督員に報告するとともに、下水道管きょ異常箇所報告書を提出すること。  
 なお、下水道管きょ異常箇所報告書の作成については、別途「下水道管きょ異常箇所報告書作成に関する仕様書」を参照すること。
  - ウ 管きょ内のモルタル、樹木の根、棒切れ等の障害物は、除去すること。除去するよう試みても、除去することが出来なかったものについては、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。

## 6 光ファイバー布設路線の対応

- (1) 委託範囲の管きょ内において、光ファイバーが布設されている場合があるため、事前に「光ファイバーケーブル管理用台帳」等で確認すること。
- (2) 光ファイバー布設路線を清掃する際は、事前に光ファイバーに影響がないよう、清掃作業方法を検討し、監督員の承認を得るとともに、「附則－3 光ファイバーケーブル布設管きょの清掃要領」に従うこと。また、作業状況を詳細に記録し、業務完了後速やかに監督員へ報告すること。
- (3) 光ファイバー布設路線は、監督員の承諾なく超高压洗浄は行わないこと。

## 7 作業記録写真

受託者は、「附則－2 清掃委託記録写真撮影要領」に基づき、記録写真を撮影し、編集、整理して監督員に提出すること。

## 8 提出図書

提出図書については契約約款に定めるもののほか、以下のとおり提出すること。なお、各書類について変更が生じた場合にはその都度変更届を提出すること。

- (1) 委託業務着手に関するもの

番号	名 称	部数	提 出 期 限	備 考
1	委託業務着手届	2	契約後 7 日以内	
2	業務責任者等届	2	契約後 7 日以内	
3	現場代理人・主任技術者等設置届	2	契約後 7 日以内	
4	組織表	2	契約後 7 日以内	
5	業務工程表	2	契約後 7 日以内	
6	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習終了証の写し	2	契約後 7 日以内	

番号	名 称	部数	提 出 期 限	備 考
7	産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）技能検定合格証書もしくは技能士カードの写し	2	契約後7日以内	
8	緊急時の連絡体制一覧表	2	契約後速やかに	
9	清掃作業計画書	2	契約後速やかに	
10	産業廃棄物収集運搬業許可証の写し	2	契約後速やかに	
11	加瀬水処理センター処理水利用計画書	2	契約後速やかに	実施工程表・運搬車両一覧表・加瀬水処理センター付近運搬経路図を添付する。
12	産業廃棄物保管施設利用計画書（兼）入江崎水処理センター場内道路通行届書	3	契約後速やかに	実施工程表・運搬車両一覧表・入江崎水処理センター付近運搬経路図を添付する。
13	鍵借用書	2	契約後速やかに	

(2) 報告等に関するもの

番号	名 称	部数	提 出 期 限	備 考
1	清掃委託細部打合せ会議事録	2	打合せ後5日以内	
2	清掃作業日報	1	翌日午前中まで	
3	異常箇所報告書	1	その都度	
4	加瀬水処理センター処理水利用報告書	2	業務完了後直ちに	
5	産業廃棄物保管施設利用報告書	3	業務完了後直ちに	利用状況報告書（給水栓用）を添付する。
6	清掃土搬入実績報告書	1	清掃土搬入後直ちに	南部下水にて決裁後、速やかに監督員へ提出
7	打合せ簿	2	その都度	
8	協議書	2	その都度	

(3) 委託業務完成に関するもの

番号	名 称	部数	提 出 期 限	備 考
1	鍵返却書	2	業務完了後直ちに	
2	委託業務完了届	2	業務完了後直ちに	
3	引渡書	2	業務完了後直ちに	
4	請求金額計算書	2	業務完了後直ちに	

番号	名 称	部数	提 出 期 限	備 考
5	請求書	2	業務完了後直ちに	
6	清掃延長等集計表	2	業務完了後直ちに	
7	完成図書1式	1		
8	作業記録写真	1		清掃委託記録写真撮影要領参照
9	道路使用許可証(写)	1	業務完了後直ちに	

## 9 その他

本市は、本委託の業務完了に伴う引継ぎ前においても、清掃済みの管きよを使用するものとする。この場合、川崎市上下水道局委託契約約款第19条の規定による書面の同意は、省略するものとする。

附 則 一 1

緊急補修工事及び取付管布設工事  
記録写真撮影要領



## 附則一 1 緊急補修工事及び取付管布設工事記録写真撮影要領

### 1 要領の適用

請負者は、記録写真の撮影に当たり、占用工事施工基準を遵守するとともに、この要領に従うこと。

### 2 一般事項

(1) 請負者は、必要な作業工程を撮影し、記録写真として作業完成後速やかに本市に提出しなければならない。ただし、監督員が必要とする場合は、工事終了前であっても提出しなければならない。

(2) 請負者は、次の各号により写真を適正に撮影しなければならない。

ア 作業状況、作業内容及び出来形寸法等を明確にすること。

イ 交通安全対策等を含む作業中の安全対策等の状況を明確にすること。

### 3 撮影方法

(1) 記録写真には、黒板を使用して必要事項を記載して写し込まなければならない。

ア 記載内容は、①工事名 ②施工箇所 ③施工内容及び状況 ④請負者名等

⑤「緊急補修工事及び取付管布設工事写真撮影内容及び頻度一覧表」で特にアンダーライン（下線）で表示してある工種の出来形寸法等。

イ 撮影方向は、①着手前と完成後は、家屋等の一部を入れて工事対象箇所を撮影する。

②その他施工中の写真は、状況が良く判るよう写すとともに、同一の方向で撮影する。

ウ 写真は、原則としてカラー撮影とすること。

### 4 撮影頻度

(1) 撮影頻度は、「緊急補修工事及び取付管布設工事写真撮影内容及び頻度一覧表」によること。

緊急補修工事及び取付管布設工事写真撮影内容及び頻度一覧表（1／3）

工 種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	摘 要	
本 管 補 修 工	現況	*掘削する路面及びL型側溝に、目印となる付近の家屋等の背景を入れ、道路の現況を撮影する。	全箇所	道路管理者提出写真
	破損状況	*破損箇所等	全箇所	
	掘削工	*掘削状況及び掘削幅、深さ、 <u>施工延長</u>	全箇所	
	土留工	*矢板の種類、形状寸法及び腹起し、切ばりの設置状況並びに <u>施工延長</u>	設置箇所	
	水替工	*水中ポンプによる排水状況	設置箇所	
	基礎工	*幅、 <u>延長</u> 、 <u>厚さ</u>	全箇所	
	本管布設工	*管布設の状況及び <u>施工延長</u> 、 <u>土被り</u> 、 <u>道路境界からの距離</u>	全箇所	道路管理者提出写真
埋戻し工	* <u>転圧状況</u> 及び <u>転圧完了後</u> 、 <u>路面までの距離</u>	全箇所	道路管理者提出写真	

緊急補修工事及び取付管布設工事写真撮影内容及び頻度一覧表（2／3）

工 種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	摘 要	
管布設工及び取付管補修工	現況	*掘削する路面及びL型側溝に、目印となる付近の家屋等の背景を入れ、道路の現況を撮影する。	全箇所	道路管理者提出写真
	破損状況	*破損箇所等	全箇所	取付管補修工のみ
	掘削工	*掘削状況及び掘削幅、深さ（本管及びますの両側）、 <u>施工延長</u>	全箇所	
	支管取付工	*本管の穴あけ状態、支管の取付状況及び特殊接合剤の使用状況。 *マンホール取付及びボックスカルバート取付状況。	全箇所	
	管布設工	*管布設の状況及び <u>施工延長</u>	全箇所	道路管理者提出写真
	ます口接続工	*接続ますと取付管の管口の仕上げ状況	全箇所	
	砂埋工	*路床及び転圧状況	全箇所	道路管理者提出写真
	土留工	*矢板の種類、形状寸法及び腹起し、切ばりの設置状況並びに <u>施工延長</u>	設置箇所	
	水替工	*水中ポンプによる排水状況	設置箇所	
マンホール補修工	現況	*破損状況	全箇所	
	舗装切断工	*カッター使用状況	全箇所	
	掘削工	*掘削状況及び掘削幅、深さ、 <u>施工延長</u>	全箇所	
	金具設置工	*調整金具・調整駒設置、調整部モルタル工の作業状況	全箇所	
	完成	*調整後の高さ *舗設完了後（現況と同一方向から撮影）・Sマーク・区画線設置状況	全箇所	
高さ調整工	現況	*調整前の高さ。	全箇所	
	金具設置工	*調整金具・調整駒設置、調整部モルタル工の作業状況	全箇所	
	完成	*調整後の高さ	全箇所	
道路復旧工	仮復旧工	*路盤の幅、延長、厚さ、瀝青材散布状況 *アスファルト舗装の幅、延長、厚さ、Sマーク	全箇所	
	舗装切断工	*本復旧時のカッター使用状況	全箇所	
	路床転圧工	*路床転圧工後の幅、延長、深さの仕上げ状況	全箇所	道路管理者提出写真
	路盤工	*各層毎の路盤の幅、延長、厚さ、転圧状況及び完了後、路面までの距離	全箇所	道路管理者提出写真
	舗装工	*各層毎の瀝青材の散布状況及び舗装の幅、延長、厚み並びに舗設状況	全箇所	道路管理者提出写真
	完成	*舗設完了後（現況と同一方向から撮影）・Sマーク・区画線設置状況	全箇所	道路管理者提出写真

緊急補修工事及び取付管布設工事写真撮影内容及び頻度一覧表（3／3）

工 種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	摘 要
そ の 他	発生土等運搬	*指定した捨場の現況及び搬入状況	3～4枚
	仮置場	*仮置場の全影及び搬出・搬入状況	3～4枚
	交通保安	*交通保安器具(工事標示板・迂回標示板・保安柵等)の設置状況及び交通誘導員の作業状況	全箇所
	L型撤去復旧工	*砕石基礎・捨コンの断面を撮影した後、敷きモルタル及びL型側溝の復旧状況	復旧箇所
	撤去工	*支管閉塞状況及び管布設工と同様の内容、頻度	復旧箇所
	雨水ます設置工	*砕石基礎、底部コンクリート仕上げ、ます設置状況、ますの目地詰め状況	設置箇所

※ 上記工種に適用されない施工については、別途監督員と協議のうえ撮影内容及び頻度を決定すること。

※ 下線部の出来形寸法は、テープ等をあて黒板に必ず表記し明確に撮影すること。

## 附 則 一 2

### 清掃委託記録写真撮影要領

## 附則一 2 清掃委託記録写真撮影要領

### 1 要領の適用

受託者は、記録写真の撮影に当たっては、この要領に従うこと。

### 2 一般事項

(1) 受託者は、作業施行に際して、必ず記録写真を撮影し作業完成後速やかに監督員に提出しなければならない。

ただし、監督員が必要とする場合は、委託終了前であっても提出しなければならない。

(2) 受託者は、次の各号に適合するよう写真を効果的に撮影しなければならない。

ア 作業状況、作業内容及び出来高を明確にするため。

イ 設備（使用器具、機械）形状寸法、数量及び検査等の内容を明確にするため。

ウ 交通安全対策等を含む作業中の安全管理及び公害対策の状況を明確にするため。

エ その他作業に関連する諸対策及び記録等の状況を明確にするため。

(3) 記録写真の撮影は、あらかじめ監督員と協議し、工程に合わせて撮影計画を定めておかなければならない。

### 3 撮影方法

(1) 記録写真には、黒板を使用して必要事項を記載して写し込まなければならない。

ア 記載内容は、①委託名、②作業位置、③路線番号、④管径、⑤マンホール番号、⑥作業状況、⑦作業区分（昼夜別）、⑧受託者名。

イ 黒板寸法は、幹線用（600 mm×450 mm）、枝線用（450 mm×300 mm）とする。

ウ 撮影用のカメラは、広角レンズを使用すること。

(2) マンホール内及び管きょ内から作業前、作業中、作業後の同一方向で撮影すること。ただし、管きょ内からの撮影が困難な場合には、他の適切な方法で撮影を行うこと。

(3) 夜間作業は、夜間の状況が判断できる写真であること。

(4) 人力又は機械の別による作業状況は、背景を入れて撮影すること。

(5) 一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合には、貼り合わせること。

(6) 写真は、原則としてカラー撮影すること。

### 4 撮影頻度

(1) 伏越し箇所及び固形物（モルタル、生コンクリート、木の根、ラード、樹脂系モルタル等）並びに施設破損箇所等は全箇所とも状況が明確に把握できるように撮影すること。

(2) その他については、管径別に撮影すること。ただし、必要に応じて監督員と協議すること。

ア内径 200 mm～内径 450 mm 以内については延長 600 m 程度に対し 1 箇所の割合で撮影すること。

イ内径 500 mm 以上については全路線を撮影すること。

## 5 写真の整理等

(1) 写真の大きさは特に監督員が指示した場合を除き、原則としてサービスサイズを標準とする。

(2) 表紙の記入項目

- ア 委託名
- イ 履行場所
- ウ 工期
- エ 受託者名
- オ 清掃業者名

(3) 背表紙の記入項目

- ア 年度
- イ 委託名
- ウ 受託者名

(4) 写真貼付の分類及び順序

写真貼付は排水区、分区ごとに分類し次の順序で整理すること。

- ア 現場測量作業工（清掃延長測量状況等）
- イ 路線番号毎の作業工（清掃作業前、作業中、作業後、及び保安状況等）
- ウ 土砂運搬工（清掃土砂仮置場状況等）

(5) アルバムは、委託完了時に1部を監督員に提出しなければならない。

## 附 則 一 3

### 光ファイバーケーブル布設管きよの清掃要領

### 附則ー3 光ファイバーケーブル布設管きよの清掃要領

光ファイバーケーブル（以下ケーブルと言う）が布設されている管きよの清掃は、ケーブルに影響を与えないように、以下の事項に留意し慎重に清掃を行うこと。また、清掃と同時にケーブルの点検を行うこと。

#### (1) 洗浄車による清掃

ア 洗浄ホースにガイドローラー等の設置、噴射ノズルの挿入は、ケーブルに衝撃を与えないように十分注意すること。

イ ノズルの噴射角度は約45度とし水圧は徐々に上昇させ、ケーブルの一点に集中して噴射しないこと。

ウ 洗浄ホースは、ケーブルを損傷しないために良好な状態のものを使用すること。

#### (2) ケーブルの防護処置

洗浄後の汚泥が集中するマンホールインバート部及びマンホール管口から上下流部のケーブルには、水圧による飛散防止のため必要に応じて防護処置を講ずること。

#### (3) φ800mm以上の管きよ内及びマンホール内の土砂のかき寄せ時の注意

ケーブルの周りでスコップ等を使用する際には、ケーブルに直接接触しないように十分注意すること。

#### (4) 浮遊性付着物の撤去

ケーブルの立上がり部における浮遊性付着物の撤去方法は、手作業による撤去を原則とし、吸引ホースを直接使用して、ケーブルに無理な力を加えないようにすること。

#### (5) φ700mm以下の管きよ内の固形物撤去

小口径管きよにおける固形物撤去工は、テレビモニター等を併用してケーブルに影響を与えないように慎重に作業すること。

#### (6) φ800mm以上の管きよ内の固形物撤去

大口径管きよにおける固形物撤去工は、人力作業により目視しながらケーブルに影響を与えないように慎重に作業すること。

#### (7) 清掃時のケーブル点検

管きよ清掃を行うと同時に光ファイバーケーブルの点検を行うこと。なお、ケーブルに異常を発見したときは、速やかに監督員へ報告するとともに、下水道管きよ異常箇所報告書を提出すること。

#### (8) 超高压洗浄

ケーブル布設済み管きよを清掃する場合は、監督員の指示を伴う緊急時の場合以外には、超高压洗浄による清掃を行わないこと。

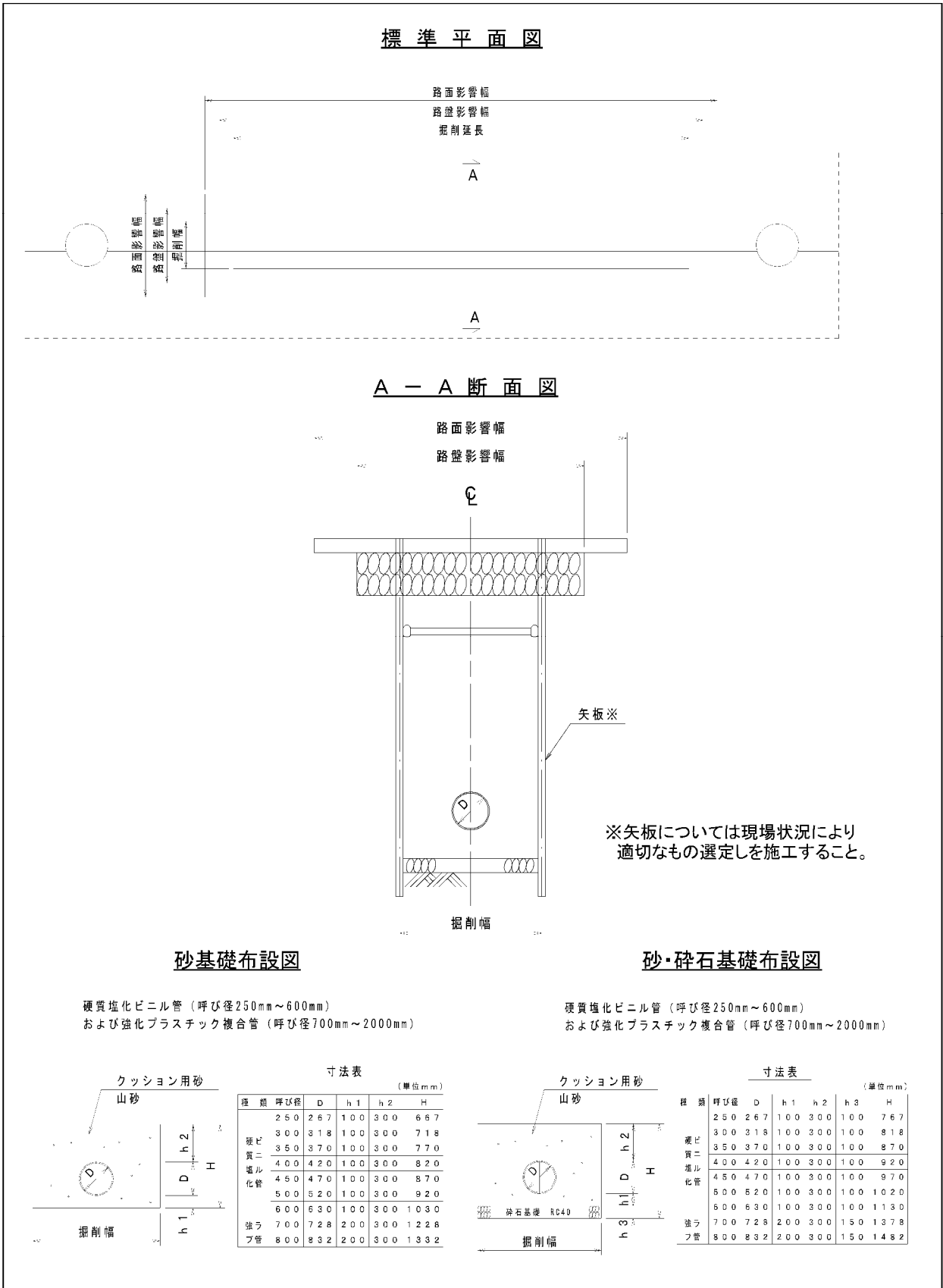
#### (9) その他

ケーブル布設済み管きよにモルタル、ラード等が堆積し、通常清掃において除去できない場合については、本市監督員と協議すること。



附 則 一 4  
本管施工標準図

附則— 4 本管施工標準図

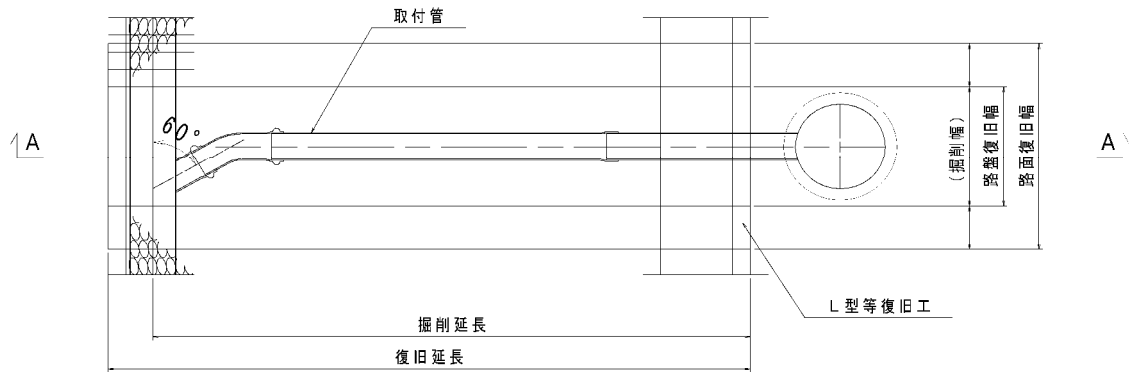


附 則 一 5  
取付管施工標準図

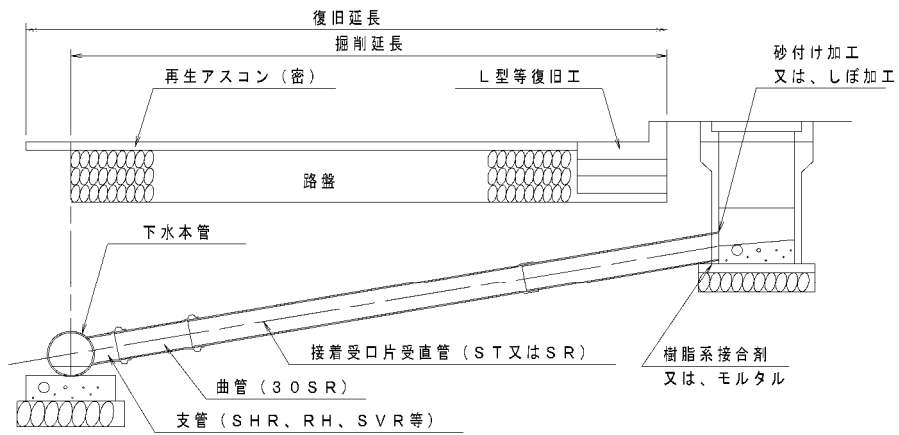
附則—5 取付管施工標準図

標準平面図

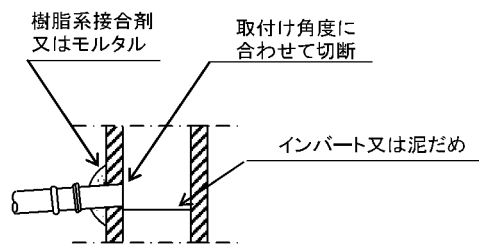
本管が円形管の場合



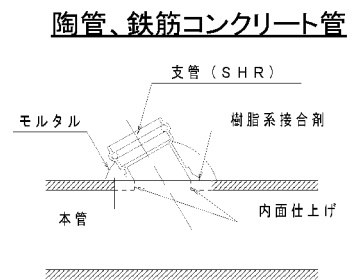
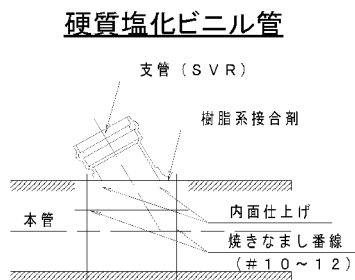
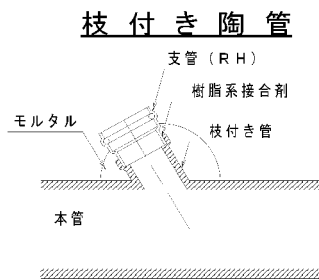
A-A断面図



まず接続工詳細図

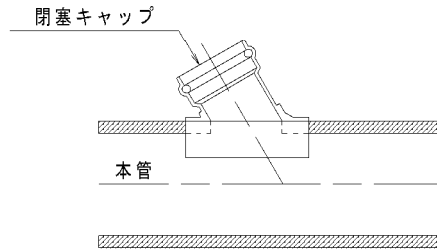


支管取付詳細図



## 支管閉塞詳細図

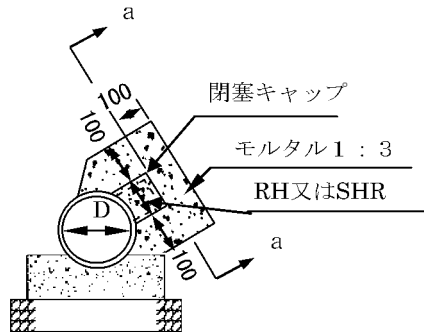
### 本管が塩ビ管の場合



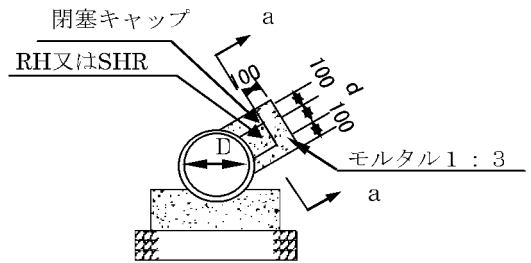
※ 塩ビ製の閉塞キャップを使用すること  
(仮止め用や受口タイプは使用しない)

### 本管が陶管、鉄筋コンクリート管の場合

#### 小口径(本管径350mm以下)

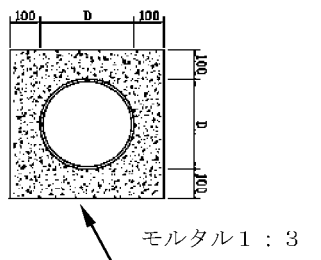


#### 中大口径(本管径400mm以上)



※支管が陶管の場合RHを入れて閉塞キャップをする。

#### a-a断面図

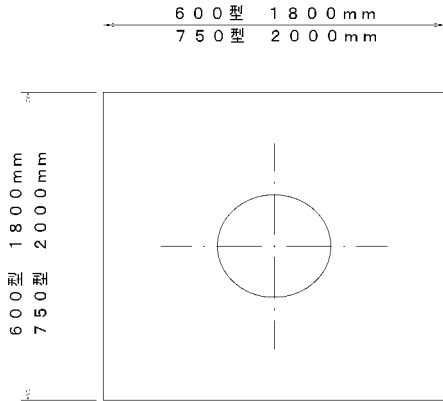


附 則 ー 6  
マンホール施工標準図

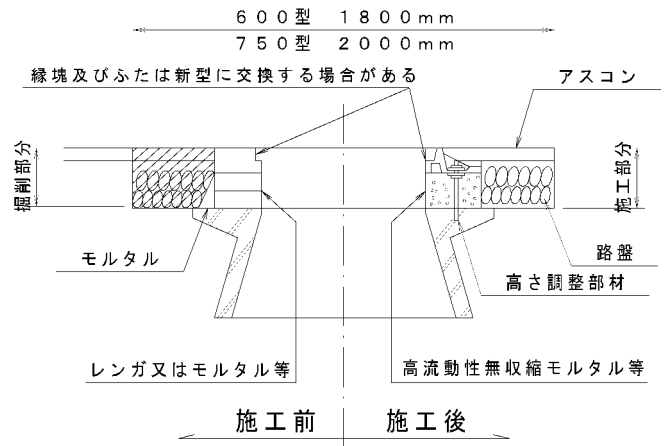
附則一 6 マンホール施工標準図

マンホール補修工

平面図

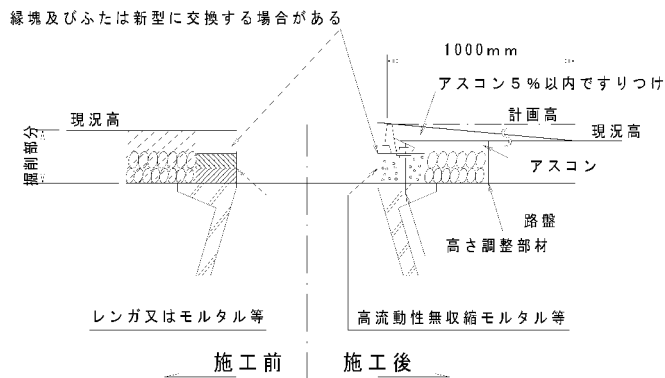


断面図

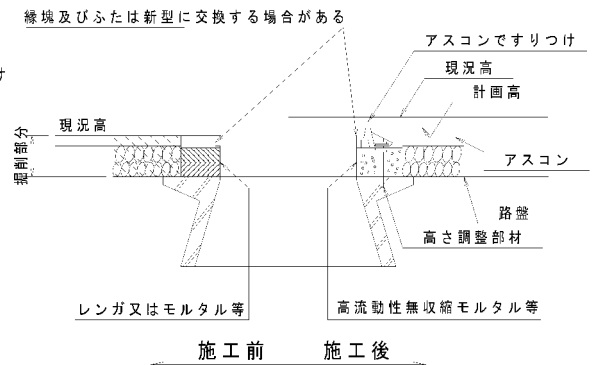


マンホール高さ調整工

嵩上げ工



嵩下げ工



# 別冊下水道工事（清掃委託）仕様書参照

（平成 年 月 日）

本工事（委託）の施工及び作業にあたっては、「設計図書（工事図面、特記仕様書及び金抜設計書）」、「川崎市下水道標準仕様書（管路維持管理編）（平成23年1月）」、「下水道工事標準仕様書（管路編・平成20年1月）」及び「下水道標準構造図（管きよ編・平成22年3月）」を適用すること。また、これにより、明らかにされていない事項については、その都度協議を行い、施工上当然必要と思われる工種については、請負者の負担により実施すること。

なお、以下の●印と表示のあるものについては、「川崎市下水道標準仕様書（管路維持管理編）」、■印については、「下水道工事標準仕様書（管路編・平成20年1月）」の末尾に添付されている下水道工事仕様書を適用するものとする。

- 川崎市建設発生土搬入に係る仕様書（浮島処分地）……………平成17年 4月 1日
- 川崎市建設発生土搬入に係る仕様書（東扇島中継ヤード）……………平成17年 4月 1日
- 下水道工事アスファルト塊処分仕様書……………平成16年 4月 1日
- 下水道工事コンクリート塊処分仕様書……………平成16年 4月 1日
- 下水道工事路盤廃材処分仕様書……………平成16年 4月 1日
- 下水道工事建設汚泥処分仕様書……………平成10年 4月 1日
- 陶磁器くず処分仕様書……………平成17年 4月 1日
- 加瀬水処理センターの処理水利用に関する仕様書……………平成12年 7月 1日
- 私道内公共下水道道路復旧工仕様書……………平成20年 1月 4日
- 安全・訓練等仕様書……………平成20年 1月 4日
- 過積載防止に関する仕様書……………平成20年 1月 4日
- グラウンドマンホール仕様書……………平成20年 1月 4日
- グラウンドマンホール調整部用モルタル仕様書……………平成20年 1月 4日
- 工事实績データ作成、登録に関する仕様書……………平成20年 1月 4日
- 排出ガス対策型機械の使用に関する仕様書……………平成20年 1月 4日
- 再生資源の利用促進に関する仕様書……………平成20年 1月 4日
- 安全施設類及び交通誘導員に関する仕様書……………平成20年 1月 4日
- 無石綿化への対応に関する仕様書……………平成20年 1月 4日
- 生コンクリートの使用に関する仕様書……………平成20年 1月 4日
- 建設業退職金共済制度に関する仕様書……………平成20年 1月 4日
- 建設副産物等の一時仮置場に関する仕様書……………平成20年 1月 4日
- 川崎市公共基準点の保全に関する仕様書……………平成20年 1月 4日
- 清掃土砂運搬仕様書……………平成23年 1月 11日
- 産業廃棄物保管施設利用に関する仕様書……………平成23年 1月 11日
- 清掃集積土砂処分仕様書……………平成23年 1月 11日
- 下水道管きよ異常箇所等報告書作成に関する仕様書……………平成23年 1月 11日
- マンホールふた処理に関する仕様書……………平成23年 1月 11日
- 円形によるマンホール補修工に関する仕様書……………平成23年 1月 11日
- 雨天時における安全管理強化に関する特記仕様書……………平成21年 4月 1日
- 現場代理人の常駐義務の緩和に係る特記仕様書……………平成23年 1月 11日
- 環境配慮行動項目の実施（エコ運搬）に係る特記仕様書……………平成23年 1月 11日



# 1 その他仕様書

## 目 次

マンホールふた処理に関する仕様書 .....	1
円形によるマンホール補修工に関する仕様書 .....	2
清掃土砂運搬仕様書 .....	3
産業廃棄物保管施設利用に関する仕様書 .....	5
清掃集積土砂処分仕様書 .....	8
下水道管きょ異常箇所等報告書作成に関する仕様書 .....	10
雨天時における安全管理強化対策に関する特記仕様書 .....	12
現場代理人の常駐義務の緩和に係る特記仕様書 .....	14
環境配慮行動項目の実施（エコ運搬）に係る特記仕様書 .....	15

# マンホールふた処理に関する仕様書

## 第1条 処理方法

本工事で発生するマンホールふたは、金属部分が再資源化可能である。コンクリート製マンホールふたを処理する場合は金属と分別し、コンクリートについては下水道工事コンクリート塊処分に関する仕様書に基づき適正に処分する。また、金属については、再資源として引き取る施設にて処理すること。

## 第2条 処理計画

施工計画書の作成に際し、金属については、再資源として引き取る施設の施設名及びその施設の処理方法を明記すること。また、分別したコンクリートについては、下水道工事コンクリート塊処分仕様書に基づき適正に処分することを明記すること。

## 第3条 運搬経路

運搬経路の設定に当たっては、事前に経路付近の状況を調査し、必要に応じて関係機関等と打合せを行い、騒音・振動・塵埃等の防止に努めなければならない。

## 第4条 運行管理

請負者は運行経路の交通状況、交通事情、障害の有無等について常に事態を把握し、安全な運行が行われるよう必要な処置を講じなければならない。

## 第5条 検査等

金属については処理後、施設名と処理量がわかる金属リサイクル伝票などの当該施設が発行した書類を監督員に提示すること。

## 第6条 遵守事項

請負者は運搬に際し、道路交通法を十分遵守しなければならない。

附則 平成23年1月11日

# 円形によるマンホール補修工に関する仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、マンホールふた（内径 600 mm）の補修において、舗装を円形に切断して補修する施工について規定する。

## 2 材料

### （1）コンクリート系主材料

コンクリート系の主材料については、「グランドマンホール調整部用モルタル仕様書」に基づくものとし、かつ3時間曲げ強度が  $4.5 \text{ N/mm}^2$  以上であることとし、試験成績書を本市監督員に提出すること。

### （2）アスファルト系合材

アスファルト系合材については、「下水道工事標準仕様書（管路編）第9章付帯工 9-5 舗装復旧工」によるものとするが、これによらない材料の使用については、本市監督員の承諾を得ること。

## 3 工法の選定

円形によるマンホール補修工法については、施工方法等の選定において、本市監督員の承諾を得ること。

## 4 舗装切断方法及びマンホール受枠等引き上げ方法

舗装の切断については、周りの舗装にクラック等が生じないように舗装を十分に切断し、かつマンホール構造物にも影響が出ないように確認したうえでマンホール受枠等を引き上げること。

## 5 舗装切断範囲

舗装の切断範囲については、内径 1200 mm 以下とする。

## 6 復旧方法

舗装上部については、「2 材料（2）アスファルト系合材」を使用し復旧厚を 5 cm として十分に締め固めること。また、掘削底面より舗装上部 5 cm 下までは、「2 材料（1）コンクリート系主材料」を使用すること。

## 7 マンホールの設置方法

マンホールの設置方法については、「川崎市下水道標準仕様書（管路維持管理編）第三章 2 マンホール補修工」によるものとする。

附則 平成 23 年 1 月 11 日

# 清掃土砂運搬仕様書

## 1 処分方法

- (1) 本委託業務で発生する管きよ清掃土砂（以下、清掃土砂という。）は、南部下水道事務所管理課が管理する廃棄物積換・保管場所へ、運搬すること。

### 【積換・保管場所】

産業廃棄物保管施設

川崎市川崎区塩浜 3-17-1

（入江崎水処理センター内）

- (2) 産業廃棄物保管施設への運搬時間は原則として、平日（土曜・休日を除く）午前 8 時 30 分～午後 4 時 00 分までの間とする。

## 2 処分計画

- (1) 清掃業務実施に際し、清掃土砂運搬計画書を監督員に提出すること。
- (2) 清掃土砂の収集、運搬業務は、監督員が発券する産業廃棄物管理票（マニフェスト）で運搬管理すること。

## 3 産業廃棄物管理票

- (1) 清掃土砂を運搬する場合は、監督員より産業廃棄物管理票を受領し、記載内容を確認後、指定する積換・保管場所へ運搬すること。
- (2) 清掃土砂を指定場所へ搬入する際は、産業廃棄物管理票により、保管施設管理者（南部下水道事務所管理課維持係）の確認を得ること。
- (3) 産業廃棄物管理票は、5 年間整理保存すること。

## 4 産業廃棄物収集運搬業許可証の提出

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の規定により、本市産業廃棄物収集運搬業許可証（収集運搬する廃棄物が取り扱い許可品目に含まれていること。）の写しを提出すること。

## 5 運搬管理

- (1) 受託者は、運搬経路の交通状況、交通事情、障害の有無等について常に事態を把握し、安全な運行が行われるよう必要な処置を講じること。
- (2) 受託者は、運搬経路図を監督員に提出すること。

## 6 検査等

- (1) 廃棄物積換・保管場所へ、清掃土砂を搬入する際は、その都度、搬入前・搬入後の写真撮影すること。
- (2) 受託者は業務完了後、産業廃棄物管理票の集計表及び処分状況の写真等を監督員に提出すること。

附則 平成 1 0 年 1 2 月  
平成 1 3 年 4 月  
平成 1 6 年 4 月  
平成 1 8 年 2 月  
平成 2 3 年 1 月 1 1 日 改訂

## 産業廃棄物保管施設利用に関する仕様書

### 1 施設利用目的

産業廃棄物保管施設（以下保管施設という）は、川崎市内の公共下水道管きよ清掃により発生する土砂及び固形物の一時保管を目的とする。なお、発注者より受注した委託もしくは工事以外に本施設を使用してはならない。

### 2 産業廃棄物保管施設の利用計画書等の提出

保管施設等を使用するにあたり、事前に「産業廃棄物保管施設利用計画書（兼）入江崎水処理センター場内道路通行届書」を作成し、監督員へ提出すること。

### 3 安全対策

使用者は、入江崎水処理センター場内道路並びに保管施設周辺の道路を通行する際は安全対策を十分講じると共に、複数の車両が使用する際は必ず場内で待機すること。

### 4 使用方法

(1) 保管施設等の使用は原則として、平日（土曜、休日を除く）午前8時30分～午後4時00分までとする。

また、施設内の倉庫の使用についても整理整頓に努めること。

(2) 清掃土砂運搬車両の搬入口は入江崎水処理センターの臨海鉄道側に設置される門扉からとする。その門扉については、部外者の場内への侵入を防止するため、進入後は必ず門扉を閉め、退出際は必ず施錠すること。

(3) 保管施設は、投入口が2箇所あるが、必ず使用中の投入口より、投棄すること。また、使用後は必ず施錠すること。

(4) 保管施設へ清掃土砂投入の際、道路及びその他の保管施設等周辺を土砂（水分）等で汚染させたときは洗浄清掃すること。

なお、保管施設内で洗浄清掃をする際には、排水ポンプの損傷を防ぐため、水の使用は最小限に努めること。

(5) 保管施設へ清掃土砂投入後、施設内の排水ポンプの稼働状況を確認すること。

(6) 保管施設へ清掃土砂投入の際には、空缶などの金属類、ビニール類及び殻等が混入しないようすること。

万一誤って投入された場合には、その場で取除くこと。

(7) 保管施設の使用時は、清掃土砂搬入実績報告書及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）を作成し、保管施設管理者（南部下水道事務所管理課維持係）へ確認すること。また、清掃土砂搬入実績報告書については確認後、各担当者へ提出すること。

### 5 鍵の管理

保管施設の鍵は、その都度保管施設管理者（南部下水道事務所管理課維持係）で鍵貸出返却簿に記入の上借用し、受託者は鍵の管理者を定め「産業廃棄物保管施設利用計画書

(兼) 入江崎水処理センター場内道路通行届出書」に明記する。

#### 6 損害賠償

保管施設等の使用にあたって、第3者並びに発注者、施設管理者等に損害を与えた場合は速やかに監督員へ連絡するとともに、使用者の責任において速やかに賠償を行うこと。

#### 7 その他

この仕様書に定めのあるものの他に疑義が生じた場合は、発注者並びに保管施設管理者と協議し、指示に従うこと。

附則 平成16年4月 1日

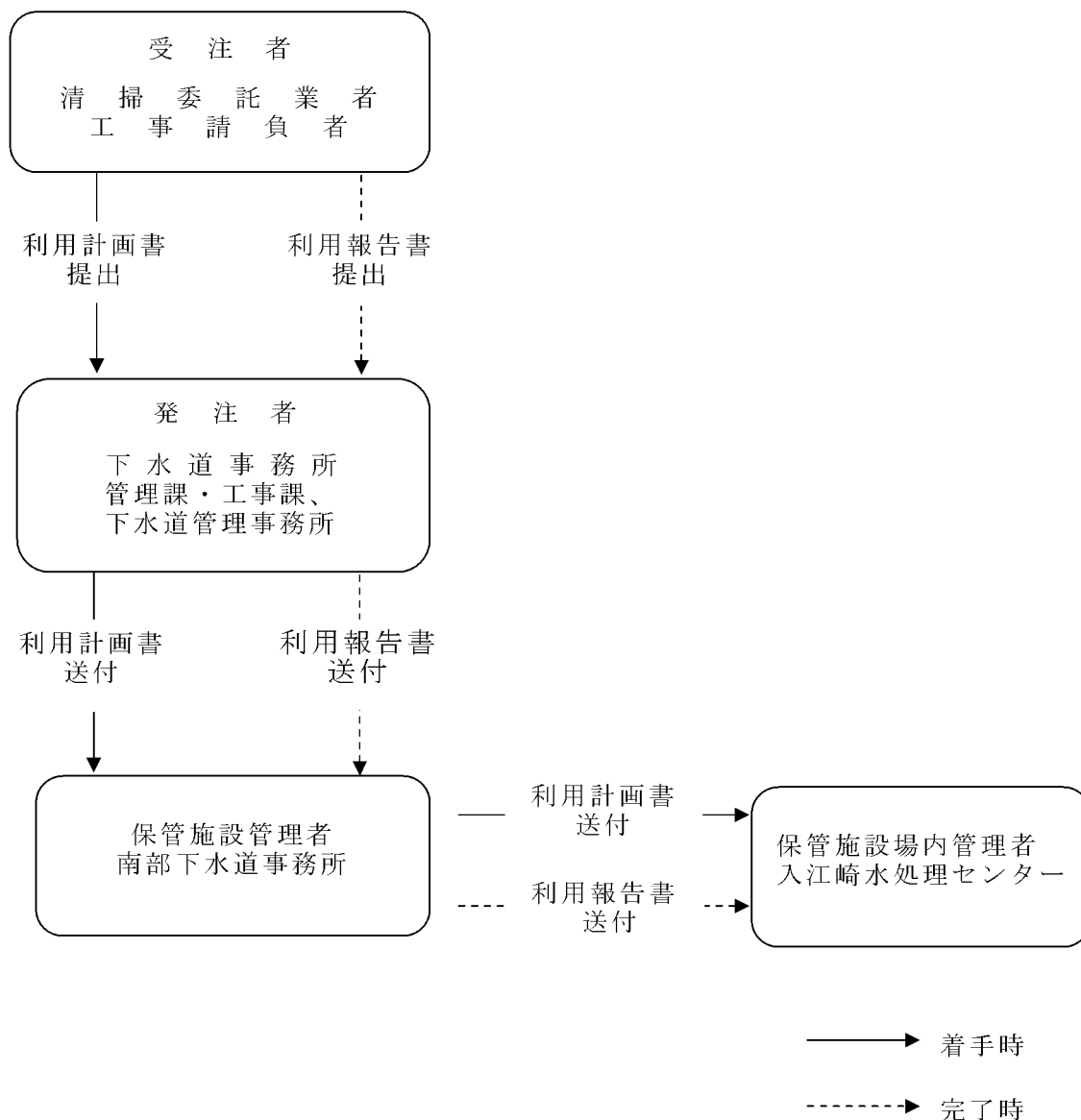
附則 平成18年2月 1日 改訂

附則 平成23年1月11日 改訂

# 産業廃棄物保管施設利用フロー

産業廃棄物保管施設管理者 南下水道事務所 TEL 344-4866  
維持係 FAX 344-8996

入江崎水処理センター管理者 入江崎水処理センター TEL 287-5102  
管理係 FAX 287-5311





# 清掃集積土砂処分仕様書

## 1 処分方法

産業廃棄物保管施設（入江崎水処理センター内）の清掃集積土砂は、浮島埋立事業所（産業廃棄物処分場）へ運搬すること。

### 【処分場所】

川崎市川崎区浮島町 4 3 0 - 1

浮島埋立事業所 0 4 4 ( 2 7 7 ) 1 7 3 5

## 2 処分計画

(1) 清掃集積土砂運搬作業に際し、運搬計画書を監督員及び入江崎水処理センターに提出すること。

(2) 清掃集積土砂の運搬業務は、監督員が発券する産業廃棄物管理票（マニフェスト）で運搬管理すること。

## 3 産業廃棄物管理票

(1) 清掃集積土砂を運搬する場合は、監督員より産業廃棄物管理票を受領し、記載内容を確認後、指定する処分場へ運搬すること。

(2) 清掃集積土砂を指定する処分場へ搬入する際は、産業廃棄物管理票により、処分場管理者の確認を得ること。

(3) 産業廃棄物管理票は、5年間整理保存すること。

## 4 処分場の受入時間及び休日

(1) 受入時間は、午前 8:30～11:30 及び午後 13:00～15:30 までとする。

(2) 休日は、土曜・日曜・祝日・年末年始（各年度により変動があるので確認すること。）

## 5 産業廃棄物収集運搬業許可証の提出

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 1 項の規定により、本市産業廃棄物収集運搬業許可証（収集運搬する廃棄物取り扱い許可品目に含まれていること。）の写しを提出すること。

## 6 運搬管理

(1) 受託者は、運搬経路の交通状況、交通事情、障害の有無等について常に事態を把握し、安全な運行が行われるよう必要な処置を講じること。

(2) 受託者は、運搬経路図を監督員に提出すること。

## 7 検査等

(1) 処分場へ、清掃土砂を搬入する際には、その都度、写真撮影すること。

(2) 受託者は業務完了後、産業廃棄物管理票の集計表及び処分状況の写真等を監督員に提出すること。

附則 平成10年12月

附則 平成23年 1月11日 改訂

## 下水道管きよ異常箇所等報告書作成に関する仕様書

- (1) 下水道管きよ異常箇所報告書（以下「報告書」という。）の作成は、貸与する貸出ノートパソコン（以下パソコンという。）に導入している「下水道管きよ異常箇所報告書作成ソフト」（以下「報告書作成ソフト」という。）を使用するほか、「下水道管きよ異常箇所報告書作成マニュアル」に基づき作成すること。

なお、「下水道管きよ異常箇所報告書作成マニュアル」は川崎市上下水道局ホームページ内の「下水道事業のページ」より「申請書・ダウンロード」内の『下水道工事に関わる仕様書』にアクセスし、ダウンロードすること。

- (2) 貸与するパソコンの取り扱いについては、次のとおりとする。

### 1) パソコンの利用

- ・ 「報告書作成ソフト」の利用以外の用途での使用は禁止とする。
- ・ 受託者の社内等のネットワークを含め、LANに接続しての使用は禁止する。
- ・ パソコンに接続するプリンタのポートは、USBでの使用とし、プリンタの機種については、Windows 7に接続可能なプリンタを使用すること。
- ・ 「報告書作成ソフト」の利用以外または故意・過失及び天災等により生じた故障及び損傷については受託者の負担にて復旧すること。

### 2) パソコン本体及びアプリケーションの取り扱い

- ・ パソコンの本体及び、保存されている下水道台帳図データ、アプリケーション等は、貸与するものであるため、紛失、盗難等には十分注意し、万一紛失、盗難等発生した場合は、受託者の負担にてパソコン本体の調達ならびに復旧すること。
- ・ パソコンの利用及び保管については、受託者内として、社外への持ち出しは原則、借用・返却時のみとする。

### 3) パソコンの保証

- ・ パソコンの障害時は、早急に監督員に報告するとともに、復旧方法等については監督員の指示に従うこと。

#### 4) その他

パソコン及び報告書作成ソフトの利用に際し、不明な点がある場合は、監督員と協議し、その指示に従うこと。

#### (3) 報告書の提出について

##### 1) 異常箇所発見時の提出

異常箇所を発見したときは、速やかに「報告書作成ソフト」に異常内容を入力後、当該異常箇所の印刷を行い、監督員に提出すること。

##### 2) 完了時の提出

業務完了時の提出は、「報告書作成ソフト」にて作成したデータをCDまたはDVDに書き込み、他の完成図書とともに整理し提出すること。

なお、電子媒体の提出に際しては、受託者の負担で用意したウィルス対策ソフトにてチェックを施して提出すること。(媒体には、ウィルス対策ソフト名称、検索エンジンバージョン、パターンファイルバージョンの記載をすること。)

#### (4) パソコンの返却について

全ての異常箇所入力後は、当該業務完了時まで貸与したパソコンを返却すること。

附則 平成23年1月11日

## 雨天時における安全管理強化対策に関する特記仕様書

本特記仕様書は、局地的な大雨に対する安全管理の強化について規定したものであり、下水道管渠等に作業員が入坑して作業をする工事・委託等のうち、雨天時に雨水の流入により急激な水量の増加により作業員に危険を及ぼすものを対象とする。

対象となる工事・委託の請負者は本特記仕様書に則り、作業の中止や開始、再開について判断するとともに、安全対策を実施すること。

また、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(案)」の内容を十分に理解し、現場安全管理の向上に努めなければならない。

### 1 作業の中止基準

請負者は、突発的な局地的集中豪雨に対して工事の安全管理に万全を期すために、作業開始前と作業開始後について次の基準を遵守すること。

#### (1) 作業開始前

- ・ 当該工事箇所及び上流域に降雨または雷が発生している場合は、作業を開始しない。
- ・ 当該工事箇所及び上流域に洪水または大雨の注意報・警報が発表されている場合は、作業を開始しない。
- ・ 作業開始前に管渠内の水深を測定し、異常が認められる場合は作業を開始しない。

#### (2) 作業開始後

- ・ 当該工事箇所及び上流域に降雨又は雷が発生した場合は、即刻作業を中止するとともに資機材等を存置し、速やかに地上へ退避する。
- ・ 当該施工箇所及び上流域に注意報または警報が発表された場合は、即刻作業を中止するとともに資機材等を存置し、速やかに地上へ退避する。
- ・ その他、地上監視員が中止と判断した場合や、管渠内の状況に異常があると作業員等が判断した場合は、即刻作業を中止するとともに資機材等を存置し、速やかに地上へ退避する。

### 2 作業開始、再開の条件

請負者は、作業の開始及び再開にあたって、次の3項目全てについて確認すること。

- ・ 当該施工箇所に雨が降っていないこと、また、当該施工箇所に係る気象区域に、洪水または大雨の注意報・警報が発表されていないこと。
- ・ 管渠内の水位を計測し、事前の調査に基づく通常水位と変わらないこと。
- ・ 作業開始前の安全確認について、施工計画書に定める全ての事項。

### 3 現場特性の事前把握

請負者は、着手前に当該作業箇所に係る現場特性に関する資料や情報を収集・分析し、急激な増水による危険性等をあらかじめ十分に把握すること。収集する情報としては気象情報のほか、下水道管渠施設情報、地形情報、既往情報等がある。

#### 4 気象情報を迅速に把握するシステムの活用

請負者は、急激な気象変動などの気象情報を迅速に取得するため、地上監視員を配置するとともに、地上監視員の携帯電話に、注意報及び警報の自動配信システムの配備し、その情報を適宜確認すること。また、現場特性に応じては管渠内の水位等を監視する担当者を配置するとともに、水位を定期的に測定すること。

#### 5 退避計画の作成

請負者は、作業員が管渠内から地上に安全かつ迅速に退避するため、人命を最優先とした退避計画の作成しなければならない。

なお、退避計画作成時には、次の事項に特に留意すること。

- ・ 現場に即した作業中止基準について
- ・ 緊急時の資機材の存置と、その流出防止対策について
- ・ 退避指示の確実な伝達方法（ブザー付き回転灯の配備等）について
- ・ 以上の検討結果や、退避時に存置する資機材などによる管渠内の状況や退避時間を考慮した退避ルートと退避手順について

#### 6 不測の事態に対する安全対策実施

請負者は、現場の特性に応じては、不測の事態においても人命を確保するため、作業に先立ち、流出防止柵の設置、人孔間を結ぶ救助用ロープの設置、人孔への縄梯子の設置、安全帯の装着など、適宜、作業環境に応じた対策を組み合わせ、安全対策の充実を図らなければならない。

#### 7 安全教育の実施

請負者は、工事着手前に退避訓練を実施し、退避計画の見直しの必要性を検証しなければならない。

また、工事等を行う日にはツールボックスミーティング等により作業員全員に対し、当日の作業内容、安全器具の設置状況、使用方法、当日の天候の状況及び退避時の対応などの内容を周知徹底するとともに、現場に即した安全教育・訓練を準備期間中に実施しなければならない。

#### 8 局地的な大雨に対する安全対策を盛り込んだ施工計画書の作成

請負者は作業箇所に係る現場特性について情報収集・分析してあらかじめ危険性等を十分に把握した上で1～7の対策について施工計画書に反映させなければならない。

## 現場代理人の常駐義務の緩和に係る特記仕様書

- 1 本工事は、現場代理人の工事現場への常駐に関する要綱に基づく、現場代理人の常駐義務の緩和対象となる工事である。
- 2 本工事は現場代理人は、現場代理人の工事現場への常駐に関する要綱に従い、現場代理人の常駐義務の緩和対象工事で監督部署が同一の工事について、本工事を含み合計で2件まで兼任することができる。
- 3 契約約款第11条の2により、現場代理人は工事現場の運営及び取締りを行うことが定められており、現場代理人が2件の工事の兼任を行う場合においても、双方の工事現場について、正しく状況を把握した上で、適切な運営及び取締りを行うこと。

附則 平成22年4月1日

## 環境配慮行動項目の実施（エコ運搬）に係る特記仕様書

### 第1条 実施対象

元請負業者又は下請業者が保有又は賃借する自動車を使用して貨物又は廃棄物の運搬を行う際、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号。以下「規則」という。）第79条の3に規定する対象自動車を使用し、市内を発着して運行する場合を対象とする。

### 第2条 実施内容

第1条に該当する場合、次に掲げる環境配慮行動項目を実施すること。

- 1 自動車の運行に当たってはエコドライブに努めるとともに、自動車にはエコドライブを実施する旨の表示（様式任意）を行うよう努めること。
- 2 規則第79条の2第2号に規定する車種規制不適合車を使用しないよう努めること。
- 3 低公害・低燃費車の積極的な使用に努めること。

附則 平成23年1月11日



## 2 書 式 集

### 目 次

産業廃棄物保管施設利用計画書（兼）入江崎水処理センター場内道路通行届書・・・	1
運搬車両一覧表（産廃用） .....	2
産業廃棄物保管施設利用報告書 .....	3
利用状況報告書（産廃用） .....	4
加瀬水処理センター処理水利用計画書.....	5
運搬車両一覧表（給水栓用） .....	6
加瀬水処理センター処理水利用報告書.....	7
利用状況報告書（給水栓用） .....	8
鍵借用書 .....	9
鍵返却書 .....	10
入江崎水処理センター内廃棄物保管施設搬入報告書.....	11
緊急補修工事指示書 .....	13
本管補修工事日報 .....	14
取付管補修工事日報 .....	15
マンホール補修工事日報 .....	16
マンホール高さ調整工事日報 .....	17
舗装復旧工事（補修工事用）日報 .....	18
取付管布設工事日報（取付管布設工事用） .....	19
取付管布設工事日報（取付管布設工事用：舗装復旧） .....	20
清掃日報 .....	21
清掃日報（緊急清掃） .....	22
清掃日報（固形物撤去） .....	23

(下水道(管理)事務所)

(施設管理者)

(水処理センター)

担任	係長	課長	担任	係長	課長	担任	係長	所長

# 産業廃棄物保管施設利用計画書 (兼) 入江崎水処理センター場内道路通行届書

平成 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は  
名 称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

委 託 名		
履 行 場 所		
排 水 区 及 び 分 区		
委 託 業 種	<input type="checkbox"/> 下水管きよ清掃 <input type="checkbox"/> サイフォン清掃 <input type="checkbox"/> ポンプ場 <input type="checkbox"/> その他(清掃土搬出)	
担 当 課	担当課	
	担当者	
	TEL	
工 期	平成 年 月 日                      ~                      平成 年 月 日	
現 場 代 理 人	氏 名	
緊 急 連 絡 先	TEL	
鍵 管 理 者	氏 名	
搬 入 ( 通 行 ) 期 間	平成 年 月 日                      ~                      平成 年 月 日	
搬 入 ( 通 行 ) 時 間 帯	8 : 30 ~ 16 : 30	
搬 入 予 定 量	$m^3$ / 回 ×                      回 =                      k l	
添 付 書 類	実施工程表・運搬車両一覧表(産廃用)・入江崎水処理センター付近運搬経路図	

以上の内容を確認しました。

平成 年 月 日

監督員  
職氏名 \_\_\_\_\_ 印



(下水道(管理)事務所)

(施設管理者)

(水処理センター)

担任	係長	課長	担任	係長	課長	担任	係長	所長

## 産業廃棄物保管施設利用報告書

平成 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は  
名 称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

委 託 名	
履 行 場 所	
担 当 課	担当課
	担当者
	TEL
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
現 場 代 理 人	氏 名
緊 急 連 絡 先	TEL
鍵 管 理 者	氏 名
搬 入 量	m <sup>3</sup>
添 付 書 類	利用状況報告書(産廃用)

以上の内容を確認しました。

平成 年 月 日

監督員  
職氏名 \_\_\_\_\_ 印

# 利用状況報告書(産廃用)

平成 年 月 日

委 託 名			
受 託 者 名			
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
使 用 日	使 用 時 間	使 用 量	特 記 事 項
月 日( )	: ~ :	m <sup>3</sup>	
月 日( )	: ~ :	m <sup>3</sup>	
月 日( )	: ~ :	m <sup>3</sup>	
月 日( )	: ~ :	m <sup>3</sup>	
月 日( )	: ~ :	m <sup>3</sup>	
月 日( )	: ~ :	m <sup>3</sup>	
月 日( )	: ~ :	m <sup>3</sup>	
月 日( )	: ~ :	m <sup>3</sup>	
月 日( )	: ~ :	m <sup>3</sup>	
月 日( )	: ~ :	m <sup>3</sup>	
月 日( )	: ~ :	m <sup>3</sup>	
月 日( )	: ~ :	m <sup>3</sup>	
月 日( )	: ~ :	m <sup>3</sup>	
月 日( )	: ~ :	m <sup>3</sup>	
月 日( )	: ~ :	m <sup>3</sup>	
月 日( )	: ~ :	m <sup>3</sup>	
月 日( )	: ~ :	m <sup>3</sup>	
月 日( )	: ~ :	m <sup>3</sup>	
月 日( )	: ~ :	m <sup>3</sup>	

(下水道(管理)事務所)

(水処理センター)

担任	係長	課長	担任	係長	課長			

## 加瀬水処理センター処理水利用計画書

平成 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は  
名 称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

委 託 名		
履 行 場 所		
担 当 課	担当課	
	担当者	
	TEL	
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
現 場 代 理 人	氏 名	
緊 急 連 絡 先	TEL	
給 水 栓 鍵 管 理 者	氏 名	
使 用 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
使 用 時 間 帯		
使 用 量	k l / 回 × 回 = k l	
添 付 書 類	実施工程表・運搬車両一覧表(給水栓用)・加瀬水処理センター付近運搬経路図	
<p style="text-align: center;">以上の内容を確認しました。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">監督員 職氏名 _____ 印</p>		

※ 決裁後写しを下水道計画課施設計画へ送付する。



(下水道(管理)事務所)

(水処理センター)

担任	係長	課長	担任	係長	課長			

## 加瀬水処理センター処理水利用報告書

平成 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は  
名 称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

委 託 名		
履 行 場 所		
担 当 課	担当課	
	担当者	
	TEL	
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
現 場 代 理 人	氏 名	
緊 急 連 絡 先	TEL	
給 水 栓 鍵 管 理 者	氏 名	
使 用 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
使 用 量		k l
添 付 書 類	利用状況報告書(給水栓用)	

以上の内容を確認しました。

平成 年 月 日

監督員  
職氏名 \_\_\_\_\_ 印

※ 決裁後写しを下水道計画課施設計画へ送付する。



# 利用状況報告書(給水栓用)

平成 年 月 日

委 託 名			
受 託 者 名			
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
使 用 日	使 用 時 間	使 用 量	特 記 事 項
月 日( )	: ~ :	k l	
月 日( )	: ~ :	k l	
月 日( )	: ~ :	k l	
月 日( )	: ~ :	k l	
月 日( )	: ~ :	k l	
月 日( )	: ~ :	k l	
月 日( )	: ~ :	k l	
月 日( )	: ~ :	k l	
月 日( )	: ~ :	k l	
月 日( )	: ~ :	k l	
月 日( )	: ~ :	k l	
月 日( )	: ~ :	k l	
月 日( )	: ~ :	k l	
月 日( )	: ~ :	k l	
月 日( )	: ~ :	k l	
月 日( )	: ~ :	k l	

※ 決裁後写しを下水道計画課施設計画へ送付する。

(下水道(管理)事務所)

担任	係長	課長

平成 年 月 日

## 鍵借用書

(あて先) ○○下水道(管理)事務所長

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は  
名 称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

次の鍵を下記のとおり定め借用します。

- 1 加瀬水処理センター処理水給水栓の鍵

## 記

委 託 名		
履 行 場 所		
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
現 場 代 理 人	氏 名	
緊 急 連 絡 先	TEL	
鍵 管 理 者	氏 名	
使 用 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
給水栓鍵の借用に関する遵守事項		
1) 加瀬水処理センターの給水栓に関する基準 2) 加瀬水処理センターの利用計画書 3) 本委託及び工事の用途以外には使用しない。 4) その他疑義を生じた場合には、発注者の指示による この遵守事項に違反した場合は直ちに鍵を返却するものとする。		

(下水道(管理)事務所)

担任	係長	課長

平成 年 月 日

## 鍵返却書

(あて先) ○○下水道(管理)事務所長

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は  
名 称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

次の鍵を返却します。

- 1 加瀬水処理センター処理水給水栓の鍵

## 記

委 託 名		
履 行 場 所		
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
現 場 代 理 人	氏 名	
緊 急 連 絡 先	TEL	
鍵 管 理 者	氏 名	
使 用 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
備 考		

南下水道事務所 管理課		
担 当	維持係長	課 長

整 理 番 号	— —
---------	-----

# 入江崎水処理センター内廃棄物保管施設搬入報告書

平成 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は  
名 称 \_\_\_\_\_

現場代理人 \_\_\_\_\_ 印

下水道管きよ清掃に伴い、収集した清掃土を以下のとおり搬入しましたので報告します。

委 託 名	
履 行 場 所	
工 期	平成 年 月 ~ 平成 年 月
搬入先ピット名称	<input type="checkbox"/> Aピット（海側） <input type="checkbox"/> Bピット（山側）
入 所 日 時	平成 年 月 日（ ） <input type="checkbox"/> AM ・ <input type="checkbox"/> PM :
出 所 日 時	平成 年 月 日（ ） <input type="checkbox"/> AM ・ <input type="checkbox"/> PM :
収 集 運 搬 業 者 名	
搬 入 台 数	台
搬 入 量	m <sup>3</sup>

以上の内容を確認しました。  
平成 年 月 日

監督員  
職氏名 \_\_\_\_\_ 印

搬入状況写真添付欄

【搬 入 中】

廃棄物保管施設の搬入前後のピット内状況写真添付欄

【搬入前】

【搬入後】

ます内の土砂堆積（水）の状況     堆積（水）なし     堆積（水）あり

※ 本書式は、「入江崎水処理センター内廃棄物保管施設搬入報告書」と合わせて書式となりますので、両面もしくは、A3綴じで報告すること。

# 緊急補修工事指示書

		一般監督員	主任監督員	総括監督員
指示番号	号	工事指示日 平成 年 月 日		
工事名	部下水管内管きよ緊急補修第 号工事			
事項	以下のとおり工事を指示します。			
<b>指示内容</b>				
<input type="checkbox"/> 道路管理者支障物件			担当者名：	
<input type="checkbox"/> 道路管理者依頼				
<input type="checkbox"/> 下水担当者指示	事務所		担当者名：	
施工完了期日：	年 月		日まで	
施工場所				
施工内容	<input type="checkbox"/> マンホール補修工	合流ふた替無 <input type="checkbox"/>	合流ふた替有 <input type="checkbox"/>	
		汚水ふた替無 <input type="checkbox"/>	汚水ふた替有 <input type="checkbox"/>	
		雨水ふた替無 <input type="checkbox"/>	雨水ふた替有 <input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> マンホール高さ調整工	合流ふた替無 <input type="checkbox"/>	合流ふた替有 <input type="checkbox"/>	
		汚水ふた替無 <input type="checkbox"/>	汚水ふた替有 <input type="checkbox"/>	
		雨水ふた替無 <input type="checkbox"/>	雨水ふた替有 <input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 本管補修工	合流本管補修 <input type="checkbox"/>		
		分流汚水本管補修 <input type="checkbox"/>		
		分流雨水本管補修 <input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 取付管補修工	合流本管補修 <input type="checkbox"/>		
分流汚水本管補修 <input type="checkbox"/>				
分流雨水本管補修 <input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/> その他				
備考				
指示内容について	<input type="checkbox"/> 承諾 ・ <input type="checkbox"/> その他（ ） します。			
日付	年 月 日			
処理・回答	請負者		：	
	現場代理人		：	
				印

(注) 2部作成し、各々保管する。

# 本 管 補 修 工 事 日 報

一般監督員	主任監督員	総括監督員

工事名					整理番号	
施工場所					目 標	
施工月日	平成 年 月 日	指示番号			施工区分	<input type="checkbox"/> 昼間施工 <input type="checkbox"/> 夜間施工
舗装厚	歩道	cm	車道	cm	平均深	m
交通誘導員 A 昼・夜 人		交通誘導員 B 昼・夜 人		区画線	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
土留工	矢板名称 ( ) H = m、L = m				水替工	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
排除区分	<input type="checkbox"/> 合流・ <input type="checkbox"/> 汚水・ <input type="checkbox"/> 雨水・ <input type="checkbox"/> その他 ( )				備 考	

## 平 面 図



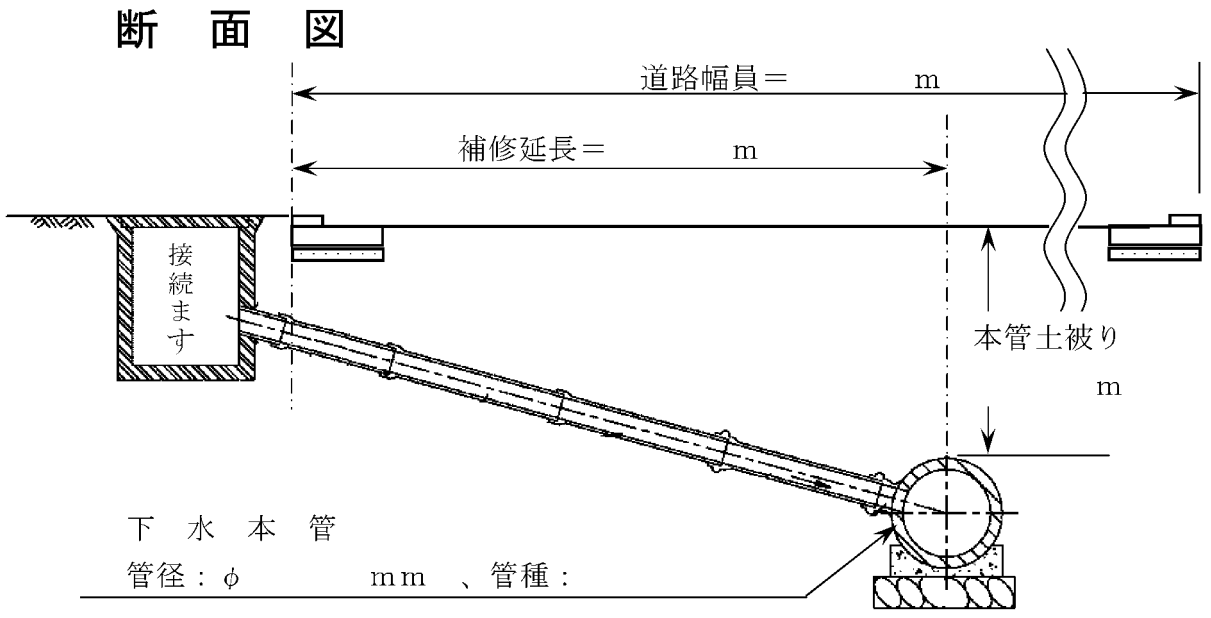
請 負 者		現場代理人	印
-------	--	-------	---

※ 明細地図の写しに本管補修工事箇所を赤で記入して添付すること

# 取付管補修工事日報

一般監督員	主任監督員	総括監督員

工事名				整理番号		
施工場所				目 標		
施工月日	平成 年 月 日	指示番号		施工区分	<input type="checkbox"/> 昼間施工 <input type="checkbox"/> 夜間施工	
舗装厚	歩道	cm	車道	cm	平均深	m
支管取付工種別			交通誘導員A 昼・夜 人	区画線	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
取付管径	mm		交通誘導員B 昼・夜 人	ます口 接続工	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
土留工	矢板名称 ( ) H = m、L = m			水替工	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
排除区分	<input type="checkbox"/> 合流・ <input type="checkbox"/> 汚水・ <input type="checkbox"/> 雨水・ <input type="checkbox"/> その他 ( )			備 考		



請 負 者	現場代理人	印
-------	-------	---

※ 明細地図の写しに取付管補修工事箇所を赤で記入して添付すること

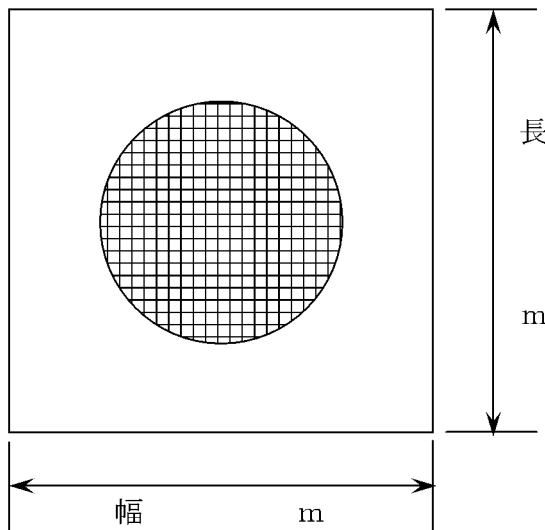


# マンホール補修工事日報

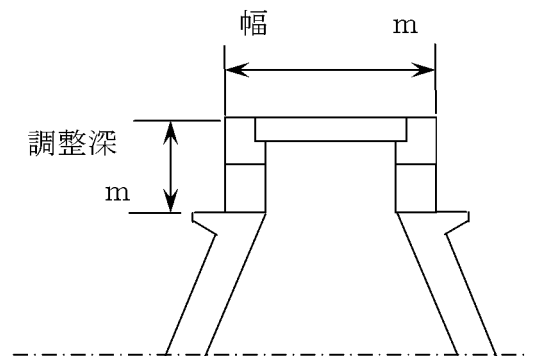
一般監督員	主任監督員	総括監督員

工事名					整理番号		
施工場所					目 標		
施工月日	平成 年 月 日	指示番号			施工区分	<input type="checkbox"/> 昼間施工 <input type="checkbox"/> 夜間施工	
舗装厚	歩道	cm	車道	cm	ふた取替	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
排除区分	<input type="checkbox"/> 合流・ <input type="checkbox"/> 汚水・ <input type="checkbox"/> 雨水・ <input type="checkbox"/> その他 ( )				区画線	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
ふた種別	600型・750型・その他 ( )、T-14・T-25・その他 ( )						
交通誘導員A 昼・夜 人			交通誘導員B 昼・夜 人			備 考	

### 平 面 図



### 断 面 図



請 負 者		現場代理人	印
-------	--	-------	---

※ 明細地図の写しにマンホール補修工事箇所を赤で記入して添付すること

# マンホール高さ調整工事日報

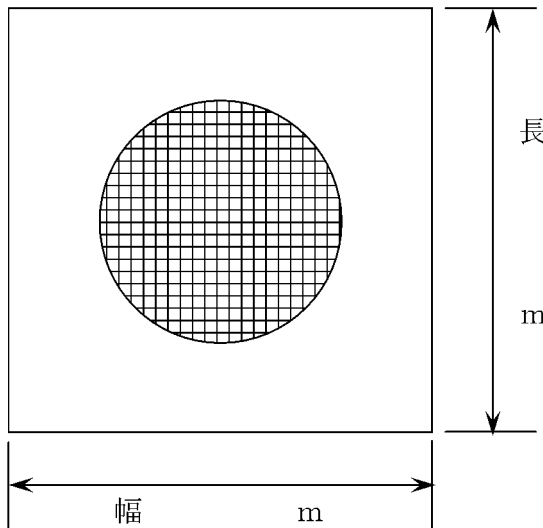
一般監督員	主任監督員	総括監督員

工事名					整理番号	
施工場所					目 標	
施工月日	平成	年	月	日	指示番号	
舗装厚	歩道	cm	車道	cm	工 種	<input type="checkbox"/> 嵩上げ <input type="checkbox"/> 嵩下げ
排除区分	<input type="checkbox"/> 合流・ <input type="checkbox"/> 汚水・ <input type="checkbox"/> 雨水・ <input type="checkbox"/> その他 ( )				ふた取替	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
ふた種別	600型・750型・その他 ( )、T-14・T-25・その他 ( )					
交通誘導員A 昼・夜 人		交通誘導員B 昼・夜 人		路面摺付工	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	

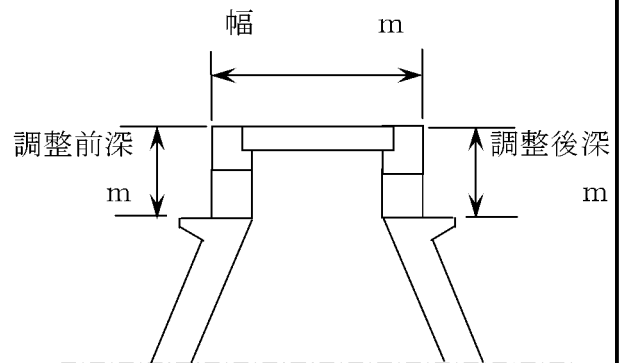
備 考

※ 舗装厚は復旧の厚さを記入の事

平 面 図



断 面 図



調整総数	箇所	調整済箇所数	箇所	調整未施工 箇所数	箇所
請 負 者	現場代理人			印	

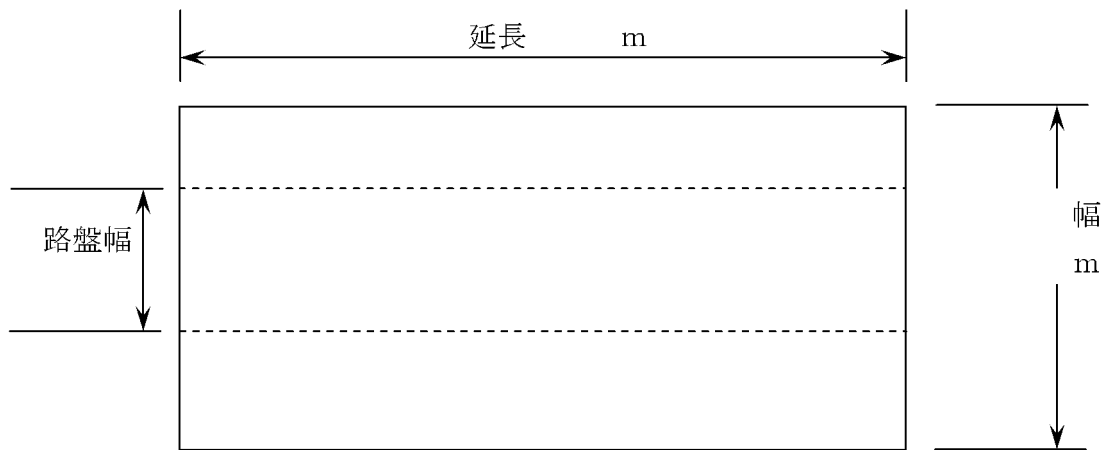
※ 明細地図の写しにマンホール高さ調整工事箇所を赤で記入して添付すること

# 舗装復旧工事（補修工事用）日報

一般監督員	主任監督員	総括監督員

工事名				整理番号	
施工場所				目 標	
施工月日	平成 年 月 日	指示番号		施工区分	<input type="checkbox"/> 昼間施工 <input type="checkbox"/> 夜間施工
舗装厚	歩道	cm	車道	cm	区画線 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
排除区分	<input type="checkbox"/> 合流 ・ <input type="checkbox"/> 汚水 ・ <input type="checkbox"/> 雨水 ・ <input type="checkbox"/> その他 (            )				
交通誘導員 A 昼 ・ 夜 人		交通誘導員 B 昼 ・ 夜 人		備 考	

## 平 面 図



請 負 者		現場代理人		印
-------	--	-------	--	---

※ 明細地図の写しに道路復旧工事箇所を赤で記入して添付すること

取付管布設工事日報 (取付管布設工専用)		一般監督員	主任監督員	総括監督員
工 事 名				
施 工 年 月 日	平成 年 月 日	施 工 区 分	昼 ・ 夜	
受 付 番 号		施 工 種 別	新設 ・ 撤去	
申 請 者 氏 名				
施 工 場 所				
排 除 区 分	合 流 ・ 汚 水 ・ 雨 水			
取 付 管 管 径	mm			
本 管 土 被 り	m			
取 付 管 延 長	m			
本 管 管 種	塩ビ管・塩卵形管・リブ付塩ビ管・鉄筋コンクリート管・陶管・マンホール カバート・U型側溝・その他 ( )			
本 管 管 径	mm			
取付(布設・撤去)位置	上流マンホール・その他 ( ) より m			
ま す 口 接 続 工	有 ・ 無			
汚 水 ま す 設 置 工	号型	深さ	m	
雨 水 ま す 設 置 工	号型	深さ	m	
舗 装 種 別 及 び 舗 装 厚	車道	As・Co・砂利	厚	cm
	歩道	As・Co・砂利	厚	cm
	特殊	( )	厚	cm
土 留 工	矢板名称 ( ) H = m L = m			
水 替 工	有 ・ 無			
区 画 線	有 ・ 無			
交 通 誘 導 員	(A) 昼 ・ 夜	人	(B) 昼 ・ 夜	人
備考				
請 負 者		現場代理人	印	

取付管布設工事日報 (取付管布設工事用：舗装復旧)		一般監督員	主任監督員	総括監督員
工 事 名				
施 工 年 月 日	平成 年 月 日	施工区分	昼・夜	
受 付 番 号				
申 請 者 氏 名				
施 工 場 所				
舗 装 種 別 及び 取 付 管 延 長	車道 A s ・ Co ・ 砂利	厚	cm	延長 m
	歩道 A s ・ Co ・ 砂利	厚	cm	延長 m
	特殊 ( )	厚	cm	延長 m
他 企 業 と の 競 合	無 ・ 有 ( )			
交 通 誘 導 員	(A) 昼 ・ 夜	人	(B) 昼 ・ 夜	人
備考 (面積求積図等)				
請 負 者		現場代理人	印	

# 清 掃 日 報

日 報 提 出 日 : 平 成 年 月 日 ( )

部 下 水 道 ( 管 理 ) 事 務 所	
一 般 監 督 員	主任 監 督 員

委 託 名 称	作 業 区 分	管 径 (mm)	閉 塞 率 (%)	延 長 (m)	清 掃 方 法	管 種 類	清 掃 路 線 番 号				總 計	摘 要	
							(m)	(m)	(m)	(m)			
部 下 水 管 内 管 ぎ よ 清 掃 委 託 之 の	昼・夜	φ・□ (mm)	~ (%)	(m)	<input type="checkbox"/> 機械清掃 <input type="checkbox"/> 手引清掃	<input type="checkbox"/> ヒューム管 <input type="checkbox"/> 塩ビ管 <input type="checkbox"/> 陶管 <input type="checkbox"/> ( )	No.	(m)	No.	(m)	No.	(m)	跨線数
	昼・夜	φ・□ (mm)	~ (%)	(m)	<input type="checkbox"/> 機械清掃 <input type="checkbox"/> 手引清掃	<input type="checkbox"/> ヒューム管 <input type="checkbox"/> 塩ビ管 <input type="checkbox"/> 陶管 <input type="checkbox"/> ( )	No.	(m)	No.	(m)	No.	(m)	跨線数
	昼・夜	φ・□ (mm)	~ (%)	(m)	<input type="checkbox"/> 機械清掃 <input type="checkbox"/> 手引清掃	<input type="checkbox"/> ヒューム管 <input type="checkbox"/> 塩ビ管 <input type="checkbox"/> 陶管 <input type="checkbox"/> ( )	No.	(m)	No.	(m)	No.	(m)	跨線数
	昼・夜	φ・□ (mm)	~ (%)	(m)	<input type="checkbox"/> 機械清掃 <input type="checkbox"/> 手引清掃	<input type="checkbox"/> ヒューム管 <input type="checkbox"/> 塩ビ管 <input type="checkbox"/> 陶管 <input type="checkbox"/> ( )	No.	(m)	No.	(m)	No.	(m)	跨線数
	昼・夜	φ・□ (mm)	~ (%)	(m)	<input type="checkbox"/> 機械清掃 <input type="checkbox"/> 手引清掃	<input type="checkbox"/> ヒューム管 <input type="checkbox"/> 塩ビ管 <input type="checkbox"/> 陶管 <input type="checkbox"/> ( )	No.	(m)	No.	(m)	No.	(m)	跨線数
	昼・夜	φ・□ (mm)	~ (%)	(m)	<input type="checkbox"/> 機械清掃 <input type="checkbox"/> 手引清掃	<input type="checkbox"/> ヒューム管 <input type="checkbox"/> 塩ビ管 <input type="checkbox"/> 陶管 <input type="checkbox"/> ( )	No.	(m)	No.	(m)	No.	(m)	跨線数
	昼・夜	φ・□ (mm)	~ (%)	(m)	<input type="checkbox"/> 機械清掃 <input type="checkbox"/> 手引清掃	<input type="checkbox"/> ヒューム管 <input type="checkbox"/> 塩ビ管 <input type="checkbox"/> 陶管 <input type="checkbox"/> ( )	No.	(m)	No.	(m)	No.	(m)	跨線数
	まとめ	φ・□ (mm)	~ (%)	(m)	機械清掃 小計 手引清掃 小計	<input type="checkbox"/> ヒューム管 <input type="checkbox"/> 塩ビ管 <input type="checkbox"/> 陶管 <input type="checkbox"/> ( )	No.	(m)	No.	(m)	No.	(m)	機械清掃 (m) (跨線) 手引清掃 (m) (跨線)

交通誘導員 A	マニフェスト番号
交通誘導員 B	現場代理人
人	人
印	

# 清 掃 日 報 (緊急清掃)

日 報 提 出 日 : 平 成 年 月 日 ( )

部 下 水 道 (管 理) 事 務 所	
一 般 監 督 員	主 任 監 督 員

委 託 名 称		清 掃 延 長 等 報 告 欄											摘 要	
		部 下 水 道 内 管 径	管 径 (mm)	閉 塞 率 (%)	延 長 (m)	清 掃 方 法	管 の 種 類	作 業 時 間 (分)				總 計		
作 業 位 置	作 業 区 分	φ・□ (mm)	(%)	(m)	□ 機械清掃 □ 手引清掃	□ ヒューム管 □ 塩ビ管 □ 陶管 □ ( )	(分)	(分)	(分)	(分)	(分)	(分)	(分)	(分)
	昼・夜	(mm)	~	(m)	□ 機械清掃 □ 手引清掃	□ ヒューム管 □ 塩ビ管 □ 陶管 □ ( )	(分)	(分)	(分)	(分)	(分)	(分)	(分)	(分)
	昼・夜	(mm)	~	(m)	□ 機械清掃 □ 手引清掃	□ ヒューム管 □ 塩ビ管 □ 陶管 □ ( )	(分)	(分)	(分)	(分)	(分)	(分)	(分)	(分)
	昼・夜	(mm)	~	(m)	□ 機械清掃 □ 手引清掃	□ ヒューム管 □ 塩ビ管 □ 陶管 □ ( )	(分)	(分)	(分)	(分)	(分)	(分)	(分)	(分)
	昼・夜	(mm)	~	(m)	□ 機械清掃 □ 手引清掃	□ ヒューム管 □ 塩ビ管 □ 陶管 □ ( )	(分)	(分)	(分)	(分)	(分)	(分)	(分)	(分)
	昼・夜	(mm)	~	(m)	□ 機械清掃 □ 手引清掃	□ ヒューム管 □ 塩ビ管 □ 陶管 □ ( )	(分)	(分)	(分)	(分)	(分)	(分)	(分)	(分)
	昼・夜	(mm)	~	(m)	□ 機械清掃 □ 手引清掃	□ ヒューム管 □ 塩ビ管 □ 陶管 □ ( )	(分)	(分)	(分)	(分)	(分)	(分)	(分)	(分)
	まとめ	(mm)	~	(m)	機械清掃 小計 手引清掃 小計	□ ヒューム管 □ 塩ビ管 □ 陶管 □ ( )	(分)	(分)	(分)	(分)	(分)	(分)	(分)	機械清掃路線 延長小計 (路線) 機械清掃路線 延長小計 (路線)

交通誘導員A \_\_\_\_\_ 人      マニフェスト番号 \_\_\_\_\_  
 交通誘導員B \_\_\_\_\_ 人      現場代理人 \_\_\_\_\_ 印

部下水道 (管理) 事務所	
一般監督員	主任監督員
	総括監督員

# 清掃日報 (固形物撤去)

日報提出日：平成 年 月 日 ( )

委託名		清掃延長等報告欄																			
履行場所		管径 (mm)		作業時間 (分)															撤去状況		摘要
委託	名称	管径 (mm)	閉塞率 (%)	路線延長 (m)	対象延長 (m)	撤去延長 (m)	未撤去延長 (m)	清掃方法	管の種類	作業時間 (分)		総計		撤去状況		摘要					
委託	名称	φ・□	~	(m)	(m)	(m)	(m)	機械清掃 □ 手引清掃	ヒューム管 塩ビ管 陶管 ( )	(分)	(分)	(分)	(分)	完全撤去 □ 一部未撤去 撤去不可 □ その他	□ 完全撤去 □ 一部未撤去 撤去不可 □ その他						
委託	名称	(mm)	(%)	(m)	(m)	(m)	(m)	機械清掃 □ 手引清掃	ヒューム管 塩ビ管 陶管 ( )	(分)	(分)	(分)	(分)	完全撤去 □ 一部未撤去 撤去不可 □ その他	□ 完全撤去 □ 一部未撤去 撤去不可 □ その他						
委託	名称	(mm)	(%)	(m)	(m)	(m)	(m)	機械清掃 □ 手引清掃	ヒューム管 塩ビ管 陶管 ( )	(分)	(分)	(分)	(分)	完全撤去 □ 一部未撤去 撤去不可 □ その他	□ 完全撤去 □ 一部未撤去 撤去不可 □ その他						
委託	名称	(mm)	(%)	(m)	(m)	(m)	(m)	機械清掃 □ 手引清掃	ヒューム管 塩ビ管 陶管 ( )	(分)	(分)	(分)	(分)	完全撤去 □ 一部未撤去 撤去不可 □ その他	□ 完全撤去 □ 一部未撤去 撤去不可 □ その他						
委託	名称	(mm)	(%)	(m)	(m)	(m)	(m)	機械清掃 □ 手引清掃	ヒューム管 塩ビ管 陶管 ( )	(分)	(分)	(分)	(分)	完全撤去 □ 一部未撤去 撤去不可 □ その他	□ 完全撤去 □ 一部未撤去 撤去不可 □ その他						
まとめ																					
		φ・□	~	(mm)	機械清掃 小計	手引清掃 小計	機械清掃 小計	手引清掃 小計	機械清掃 小計	手引清掃 小計	機械清掃 小計	手引清掃 小計	機械清掃 小計	手引清掃 小計	機械清掃 小計	手引清掃 小計					
		φ・□	~	(mm)	(m)	(m)	(m)	(m)	ヒューム管 塩ビ管 陶管 ( )	(分)	(分)	(分)	(分)	完全撤去 □ 一部未撤去 撤去不可 □ その他	□ 完全撤去 □ 一部未撤去 撤去不可 □ その他						
部下水道管内管きよ清掃委託その																					
履行場所																					
清掃実施日																					
受託者																					
清掃業者																					
分区分排水区		分区分排水区																			
清掃作業位置																					
清掃方法																					
現場作業開始時間																					
現場作業終了時間																					

交通誘導員A 人 交通誘導員B 人 作業員A 人 作業員B 人

マニフェスト番号 \_\_\_\_\_ 現場代理人 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_